

平成18年第1回土別市議会定例会会議録(第4号)

平成18年3月9日(木曜日)

午前10時00分開議

午後 2時55分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員(30名)

1番	田村明光君	2番	粥川章君
3番	神田壽昭君	4番	岡崎治夫君
5番	柿崎由美子君	6番	池田亨君
8番	谷口隆徳君	9番	川崎毅君
10番	小池浩美君	11番	秋山武四郎君
12番	山居忠彰君	13番	坂本勝己君
14番	小貫勝太郎君	16番	山田道行君
17番	熊田庄一君	18番	安藤康夫君
19番	寺下亘君	20番	遠山昭二君
21番	岡田久俊君	22番	齋藤敏一君
23番	長南尚君	24番	阿部豊吉君
25番	近藤礼次郎君	26番	菅原清一郎君
27番	穴井芳明君	28番	斉藤昇君
29番	田宮正秋君	30番	中村稔君
副議長 31番	牧野勇司君	議長 32番	西尾寿之君

欠席議員(2名)

7番	早川龍男君	15番	富長俊麿君
----	-------	-----	-------

出席説明員

市長 田苅子進君 助役 相山慎二君

助 役	瀧 上 敬 司 君	総務部長(併) 選挙管理委員会 事務局 長	吉 田 博 行 君
市 民 部 長	安 川 登 志 男 君	保健福祉部長	杉 本 正 人 君
経 済 部 長	佐々木 幸 二 君	建設水道部長	遠 藤 恵 男 君
朝日総合支所長	城 守 正 廣 君	総務課長(併) 選挙管理委員会 選挙 課 長	石 川 誠 君
財 政 課 長	三 好 信 之 君		

市立土別総合
病院事務局 長 藤 森 和 明 君

教 育 委 員 会 長	佐々木 正 雄 君	教 育 委 員 会 長	朝 日 保 君
-------------	-----------	-------------	---------

教 育 委 員 会 長	佐々木 文 和 君		
-------------	-----------	--	--

農 業 委 員 会 長	松 川 英 一 君	農 業 委 員 会 長	石 川 通 広 君
-------------	-----------	-------------	-----------

監 査 委 員	三 原 紘 隆 君	監 査 委 員 会 長	横 山 日 出 夫 君
---------	-----------	-------------	-------------

事務局出席者

議 会 事 務 局 長	辻 本 幸 慈 君	議 会 事 務 局 事	岡 田 成 治 君
議 会 事 務 局 長	藤 田 功 君	議 会 事 務 局 幹	近 藤 康 弘 君
議 会 事 務 局 主 査	浅 利 知 充 君	議 会 事 務 局 主	岩 端 聖 子 君

(午前10時00分開議)

議長(西尾寿之君) ただいまの出席議員は30名であります。定足数を超過しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長(西尾寿之君) ここで、諸般の報告を事務局長からいたします。

議会事務局長(辻本幸慈君) 御報告申し上げます。

初めに、議員の欠席についてであります。7番 早川龍男議員、15番 富長俊磨議員から欠席の届け出があります。

次に、本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

議長(西尾寿之君) それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

4番 岡崎治夫議員。

4番(岡崎治夫君)(登壇) 平成18年第1回定例会において、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をいたします。

私は、中山間地域直接支払制度の取り組みについてお伺いいたします。

この事業は御承知のとおり、国土の保全、水資源の涵養、大気の浄化などを手挙げ方式で平成13年度より国が発注し、旧土別市が1年おくれて、農用地の耕作放棄の発生を防止して多面的機能を維持増進していくために、安定した集落基盤のもとで健全な農業生産活動などを維持していくことが何よりも重要であるという観点から、集落全体による共同取り組みを基本として、農業生産条件の不利を補正するために取り組みをした事業でございます。

当時の初期の農家の皆さんは、この事業を理解できず低調であり、その後、取り進める中でだんだん理解をされ、最終年度の16年度には、趣旨・目的に沿い一部事業が、農家の申込に対応し切れないほどの国の交付金事業でありました。

そこで、地方自治体、北海道と他府県がこの5年間の事業では満たされず、国に強く継続を要請し、更に17年度より21年度まで5年間の延長をされた事業であります。そのことから、土別市もこの事業に再度取り組みをしているところであり、昨年9月1日に、新生土別市に継続されてございます。

ここで、17年度よりの新たな取り組みについての中で、疑問点が何点か農家の方から提示されましたことから、質問をさせていただきます。

まず1点は、前期の取り組みのときには、私も現役の農業者でありましたけれども、曲がりなりにも理解をしながら経過したのかなど、そんなことを思い出しておりますが、この新しい取り組みでは、農業経営者で、更に集落協定に参加した農業者でなければならないという点があります。私の現役の時代には、このようなことは厳しく言っていなかったように記憶してお

ります。

そこで、この制度の基本方針の中での対象者は、「耕作、農用地管理等を行う者。なお、農用地の所有者と作業の受託者等が共同して維持管理を行っている場合等にあつては、当事者間の話し合いにより、いずれかを対象者とする。」と定義してあるにもかかわらず、一方的に経営者でなければならないという形の中で取り組みをされていることはどうなのでしょう。私は、この解釈では、農用地の所有者とは土地の登記された権利者であり、作業の受託者は経営者ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、最近、これらの件の取り扱いについて農業委員会にお聞きをしてみました。農業者年金受給に伴う経営移譲などの状況を見ますときに、14年から17年までの件数で80件ありました。そのうち後継者への使用貸借は30件、第三者への売買が30件、第三者への賃貸20件となっており、実に賃貸借は50件あり、4年間に取り扱いの6割強に最近ではなっております。

こんな状況から、農地に対する考え方は、経営者みずからの方向性とは異なり、所有者の耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を維持増進していくためにも改正するべきではないかと思えます。

特に酪農家においては、デイリーサポート土別とのかかわりから、大型機械が入って作業ができない農地はデイリーサポートとして引き受けをしないとまで打ち出しているとお聞きをしております。

このようなことから、基本方針、集落協定書、土別市中山間農業・農村活性化協議会規則等のどこを調べてみましても、集落協定に参加するのは経営者でなければならないとの取り決めが見当たりません。それどころか対象者では、前段で申し上げた事項の後に、「農業委員会及び農業協同組合は、協定が円滑に締結されるよう、必要とあれば相互間の調整を行う」とまで示されております。

これらの取り決め方法など、詳細にお示しをいただきたいと思えます。

次に、暗渠排水事業についての質問をさせていただきます。

平成17年度から取り組みました事業で、暗渠排水については、多くの農家の方々より申込が殺到するであろうという観点から、1戸当たりが工事をするメーター、キ口数ともあるかと思えますけれども、制限されていることであります。この制限についてはこの限りではありませんが、年間実施計画に対する実績が異なっていることであります。

17年度の計画によりますと、申込戸数162戸に対して159戸の実績で、3戸の農家が未達成であり、これだけ事業実施をするのに厳しくしながら進めている事業でありますから、次年度以降に待っておられる農家の皆様もおられることから、待機されている農家に話をしながら達成をすることはできなかったのでしょうか。それとも、申込をされた農家の特権として行える事業となっているのでしょうか、お伺いをいたします。

また、今後4年間の申込状況を見るときに、18年度の175件をピークに、19年度以降3年間は、19年度99件、20年度61件、21年度は単年度ピーク時の3分の1以下の48件と減少している

ことから、今後の取り組み方とあわせてお伺いをいたします。

最後になりますが、中山間地域等直接支払制度には交付金の返還などという規制がございます。本市は、この規制に当てはまらないように充実した事業を行っていただくようお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 岡崎議員の御質問にお答えをいたします。

士別市集落における中山間地域等直接支払制度にかかわって何点かお尋ねがございました。

最初に、この制度に取り組む市としての基本的な考えを私から申し上げ、個別具体的な事項につきましては経済部長より答弁を申し上げることにいたします。

本市の農業と農村は、安全で良質な農産物の安定供給という重要な役割を担いながら、中山間地域等が有する立地条件の中で、その生産活動などを通して、国土の保全、水資源の涵養、大気の浄化、更には良好な景観形成など多面的な機能を十分に発揮しております。

しかしながら、近年は、農業者の高齢化や担い手の減少などに加えて、農業と農村を取り巻く環境が大きく変化をする中で、これら本市の農業・農村が有する多面的機能をいかに維持増進させていくのかということが最も肝要なことであります。

このため、本市におきましては、耕作放棄地の発生を防止して今後においても多面的機能を維持増進していくためには、安定した集落のもとで健全な農業生産活動などを維持発展させていくことが何よりも重要なことでありますことから、積極的に本制度を活用してまいったものであります。

そこで、この制度による交付金についてであります。近年のように異常気象が頻発するという状況の中では、地力の低下や排水対策の不備などが要因となって農業災害が拡大するという状況がありますことから、農家個々の所得保障的なものにとらえるのではなく、本市の農地全体を守っていくという観点に立って、全体の底上げとなるような土づくりに視点を置いた活用、いわゆる土別方式を基本姿勢としていることは、岡崎議員もこれは御承知のことと思いません。

また、本市における取り組みにつきましては、これまでも集落協定に参加されている方々から大きな期待と評価を寄せられておりますし、更に、全道集落代表者会議や農林水産省のホームページでも紹介されたことに加え、他の市町村からの研修依頼もありますことから、市の内外において広く支持をいただいているものと確信しているところであります。

今後におきましても、この制度の目的である耕作放棄地の発生を防止し、農業・農村が持つ多面的機能の維持増進を図ることはもとより、本市全体の農業の底上げを図るとした土別方式としての中山間農業・農村活性化事業を継続的に実施することで、土地、水、気象など、本市特有の自然条件の理にかなった健全な農業生産活動等が維持されますよう、士別市集落、朝日集落ともに、関係機関が一体となって取り組んでまいりたいと存じます。

以下につきましては佐々木経済部長の方から御答弁申し上げます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、中山間地域等直接支払制度の具体的な項目についてお答えいたします。

まず初めに、この制度の取り組みに参加できる農業者についてであります。

この農業者については、集落協定への参加者であり、本市においては前対策によって制度を導入した平成13年度に、「原則として農業従事日数が60日以上で、かつ経営農地を3反以上有している農業経営者、または農作業を委託されている方で農地を2反以上所有している方」と定義し、現在に至っております。このことについては、集落協定締結の前段に開催しました農事組合長会議において了承を得てきたものであります。

また、本市の基本方針で規定している対象者についてもお話がございましたが、これは集落協定に参加できる農業者を定めたものではなく、あくまで制度で対象となる農用地、すなわち交付金の交付対象となる傾斜農用地の管理者を定めたものであり、この対象者と協定に参加する農業者とは区別して考えなければなりません。

このことを前提に、お話の貸借農地における事業の取り組みについて申し上げます。使用貸借については、農業者年金受給のための親子間での貸借が大半を占めており、この場合、親からの助言などをもとに、新たな経営主である後継者が必要に応じて事業に参加されるものであり、また、賃貸借の場合は、借り手が暗渠排水事業等を実施することで排水性を改善するという場合がほとんどであります。いずれの場合にあっても、土地の所有者と実際の経営者との合意を基本として取り組まなければなりませんことから、必要に応じて、市はもとより関係機関は調整を行ってきたところであります。

次に、暗渠排水事業についてであります。

お話のとおり、昨年の暗渠排水事業につきましては、当初に申込があった162件に対し、実績が159件でありました。この理由といたしましては、暗渠排水の落とし口となる流末排水路の深さが足りなかったために実施ができなかったことや、昨年の夏から新規事業として取り組んでおります無材暗渠排水事業への工種変更があったことなどが挙げられます。

これらの変更につきましては、毎年多少なりとも出てまいります。ただいま申し上げました理由のほかにも、工事自体、その時期の天候などにも大きく左右されるものでありますことから、やむを得ないものと考えております。

なお、このように事業量が変更となった場合、他の農家が実施できるように話しかけができないのかということですが、工事は作物の生育期間を除く時期に集中して行われますことから、春先の実施を希望していても実際には秋になるというようなことが多々あるわけでありまして、こうした事業の変更額を想定し、更に実施時期の天候を考慮しながら秋に追加事業の申込を受けて、これを公平に実施することは、物理的な制約もあって極めて難しいものと考えております。

ただ、この制度の最終年となります平成21年度には、原則として交付金をすべて活用するこ

ととされておりますことから、今後においては、一定のルールのもとで公平に対応し得る方法についても検討してまいりたいと考えております。

次に、今後4年間における暗渠排水事業の要望量調査についてであります。昨年11月に米の生産調整合同審査会とあわせて、中山間農業・農村活性化事業のうち、事業量の変動が多く過去に実施量の変更を余儀なく行うこととなった暗渠排水事業を初め、無材暗渠排水事業、エゾシカ簡易防護さく設置事業の3事業につきましては、今後の事業の円滑な推進を図るため、4年間の要望調査として実施いたしました。

このことにつきましては、あくまで今後の事業量の目安とするために行ったものであり、事業を実施するには各年度ごとに改めて申込をしていただくことになり、過去の状況からいたしますと、申込時点の事業量は調査時点と比べて大幅に増えてくるものと予想されます。

以上、申し上げましたが、今後におきましても、中山間農業・農村活性化事業を初め本制度を効果的に推進することで、本市農業の振興に向けて引き続きこの対応に当たってまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 岡崎治夫議員。

4番（岡崎治夫君）（登壇） 再質問をさせていただきます。

今、経済部長の方から答弁の中で、私が上川支庁へ行って問い合わせた件とそぐわない点があることについて、確認のために再質問をさせていただきます。

この参加者についてはですね、集落協定を結ばなければならない。そして、集落協定に入るには、中山間事業の対象者を主体とした中山間事業というのはこの中山間傾斜地にかかわる人たちのことを言っているわけですが、この対象者を基本にした考え方であるという、今、御説明、御回答があったと思います。

私が上川支庁に行ってお聞きしましたところ、それも確かにあります。ただ、この事業を行うための集落協定書の中には、それも全体の中で含まれておりますという御回答をいただいてきておるのですが、ここら辺は間違っているのでしょうか。再度答弁をお願い申し上げます。

以上です。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 岡崎議員の再質問にお答えいたします。

前段申し上げましたように、平成13年度に事業を実施してきて以来ですね、この事業に参加する方については、いわゆる耕作農用地の管理を行う者ということで、その中には農業生産法人ですとか生産法人、更には第三セクターも含まれますが、こういう方々を対象としております。

それで、議員のお話の中に今、上川支庁の見解もありましたが、市といたしましては、前段申し上げましたような、この協議会というか、中山間の事業に参加する協定者と更に農用地を管理するという部分についてはですね、これを今までも踏襲してやってきておりますので、そ

の考え方については私どもは間違っていないというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。（降壇）

議長（西尾寿之君） 1番 田村明光議員。

1番（田村明光君）（登壇） 平成18年第1回定例会におきまして、通告に基づき一般質問を行います。

昨年の9月1日に士別市と朝日町の合併が実現し、新生士別市が誕生し、旧両市町民の相互信頼に基づく融和と一体感を基本に、発想の転換と時代の変化の先取りによって協働のまちづくりを市民とともに進めていくという市長の熱い思いの中で、市政執行方針が示されました。今回は、その中で何点かについて考えを伺いたいと思います。

第1点目につきましては、「元気でいきいきと交流が盛んなまちづくり」の中でうたわれている「北の大地への移住促進事業」の展開であります。

昭和22年から5年間のベビーブーム時に生まれた世代で、高度経済成長期を支えてきたいわゆる団塊の世代が2～3年の間に退職の時期を迎えるということで、この世代の活力に的を絞り、北海道においては北の大地への移住促進事業を展開し、これに呼応する形で道内各市町村では北海道移住促進協議会を設立し、定住人口の増加や地域経済への波及効果を目的に活動が展開されるようになっており、士別市においても、道を初め移住促進協議会との連携を図り、受け入れ態勢の整備を進めるとなっているわけですが、具体的にどのような形で進めていくのか考えを伺いたいと思います。

次に、生ごみの問題であります。

生ごみの処理に関しては、昨年の8月に士別市バイオマス利活用推進協議会が設立され、12月からは市内2自治会により、生ごみ分別収集モデル事業を実施したところであり、このモデル事業による調査結果をもとに、今後のバイオマス利用計画策定に向け調査研究を進めるとあるわけですが、このモデル事業ではどのような内容で調査研究が行われたのか、また調査結果はどうだったのか伺いたいと思います。

また、この事業と家畜排せつ物との関連ではありますが、家畜排せつ物については、生活残渣物や下水道汚泥など、ほかのバイオマス資源とともに堆肥化を目指すとなっておりますが、どのような考えを持っているのか伺いたいと思います。

次に、「北の大地に根ざした活気みなぎるまちづくり」の中の農業の活性化についてですが、農業を取り巻く状況は依然として厳しく、豊作でも喜べない状況が続いているのは、皆さんも御承知のとおりであります。

そんな農業情勢の中、19年から、戦後最大の農政改革と言われる品目横断的経営安定対策が導入されます。具体的には、これまでの米並びに小麦、ビート、大豆、でん原バレイシヨの主要畑作物の全農家を対象にした価格制度を全廃し、北海道の場合10ヘクタール以上、士別市の場合は7.2ヘクタール以上の認定農業者及び20ヘクタール以上の集落営農組織などのみ政策的支援を行うというもので、それ以外の農家は農政の対象から除外されます。

しかも、支援対象の担い手にとっても、これまでの生産に見合う収入が確保されるかという
と、約20%以上の減収を余儀なくされるもので、経営維持の上でも、自給率引き上げに結びつ
かないという面でも到底容認できるものではなく、経営安定対策に値しない制度ではないでし
ょうか。

畑作物の価格制度を全廃し、販売価格と生産費の差額の補てんとなっていることから、従
来のように生産量を上げて収入をカバーすることがほとんど不可能になるため、自給率の低い
畑作物の生産は更に減収することが予想されます。生産努力が報われない制度であり、ほどほ
どの費用をかけて、ほどほどの生産を上げるしかなくなる、こんな制度ではないでしょうか。

品目横断対策に対して、食糧自給率の向上や食の安全、環境保全に果たす農業の中心の担い
手は家族農業経営であり、それを保障するための農家の農地所有を守る農地制度を維持し、生
産費と所得をつなぐ価格制度こそが必要だと思います。

以上のことから、品目横断的経営安定対策が実施されると、対象作物はつくっているが、そ
の他の要件で対象外になってしまう農家が発生すると思われる。その戸数が何戸ぐらいにな
ると予想されるのか、また対象外となった農家の救済策は考えているのかどうか。また、土別
市の農業に与える影響はどのくらいになるのか、伺いたいと思います。

次に、担い手支援事業についてであります。この問題につきましては、昨年12月の第2回
定例会の一般質問でも取り上げてございます。

旧土別市、旧朝日町ともに基幹産業は農業ということで、その基幹産業である農業を何とか
継続できるように、農業後継者や新規就農者への支援を行ってきたところであります。12月定
例会の質問では、合併による調整の中で、助成項目を減らすのではなく合わせた形の中で、両
市町を対象とした範囲の拡大、内容の充実を図ることが必要ではないかということで質問をさ
せていただきました。

市長は、新市における担い手対策は、単に農業を志す個人としての農業経営にとどまること
なく、新たな農業の担い手が市民として生活をしていく農村全体の問題としてとらえていくこ
とが重要であるとの答弁でした。また、この件に関しては十分協議を重ね、来年度からの運用
を目指すということでした。その後、どのような協議をされ、どのように支援事業が決まった
のか伺いたいと思います。

最後になりますが、公営住宅の整備について伺いたいと思います。

旧土別市では、平成14年度から北部団地建てかえ事業に着手しており、現在まで3棟80戸が
完了し、本年度は1棟40戸に着手し、旧朝日町では、もみじ団地についてストック総合改善事
業により年次的に行うこととし、本年度は1棟4戸の整備をするという計画になっているわけ
ですが、こういった整備とあわせて、今生活されている、使われている公営住宅の整備も、必
要に応じた対応が必要だと思います。

現に、旧朝日町の公営住宅に結露が発生しています。結露というのは、外と内との温度差に
よって起きるものですから、やはり基本的には断熱効果が悪いと思われます。毎日、じめじめ

した部屋の中で生活するのは大変不快だと思います。一日も早く快適な生活ができるよう、住民の要求に耳を傾け、実態を調べ、早急な対応ができるよう対策を講じる必要があると思いますが、これについても考えを伺いたいと思います。

以上、よろしく願いをいたしまして、一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 田村議員の御質問にお答え申し上げますが、最初に私から、市政執行方針に関する質問の中で品目横断的経営安定対策と担い手支援事業に関する御答弁を申し上げ、移住促進事業、生ごみ処理及び旧朝日町の公営住宅につきましては、本庁助役並びに各担当部長から御答弁を申し上げます。

品目横断的経営安定対策につきましては、すべての農業者が地域の農業と農村を守りながら日々の農業経営に努力をされている中で、議員のお話にもございましたように、現段階におきましては、この制度には農地の利活用や食糧自給率の達成という点において多くの疑問が残りますことは、農家の方々からも強く御指摘のあったところであります。

本市といたしましても、関係機関と緊密な連携をとりながら制度の解釈や周知に努める中で、国に対して、これら疑義に係る回答を求めているところであります。

そこで、これまで対象作物を作付していながら、この対策の実施によって助成の対象外となる農家数についてであります。

現在、JA北ひびき農家との個別協議をしているところでありますので、あくまで現段階の概数として申し上げますが、平成17年度までの過去3年間に作付実績がある農家のうち、現在認定農業者となっている農家数が468戸となっており、このうち面積・規模要件に達していない農家数が15戸となっております。これらの農家につきましては、今後の土地集積あるいは所得の要件によって対象農家となっていくものと見込んでおります。

一方、過去に作付実績があるものの認定農業者となっていない農家数は145戸となっております。このうち、57戸は経営規模や所得的にも認定農業者へと移行することが可能と見込まれますが、71戸は、比較的小規模な経営面積であったり経営全体に占める4品目の作付面積が少ないことなどから、対象作物以外の作物へ作付移行することが予定されており、このほかの17戸は高齢化などの理由から、今後、他の農業者への作業委託や賃貸などの権利設定がされていくものと考えられております。

このようなことから、経営規模要件などの特例措置に該当可能な農家につきましては、その誘導策を推進するとともに、該当にならない農家につきましては、その実態を踏まえて、作物作付に係る振興対策などや地域内での取り組みについて、他の機関とともに推進してまいりたいと考えております。

なお、この対策が本市農業に与える影響についてであります。これまで長きにわたって行われた品目ごとの価格保障が経営者全体の所得保障に置きかえられる中で、助成額が過去の実績により固定し、一部はその年ごとの生産量、品質に応じて加算されることとなり、現段階で

はどのような影響を与えるかは想定できない状況でございます。

しかしながら、この対策によって、担い手における規模拡大や生産性の向上への意欲低下や耕作放棄地の発生など、農地保全に対する意識の低下などが見られるようなこととなりますと、本市農業はもとより農村社会全体で大きな損失につながり、まさに農業そのものの根幹を揺るがすことになるわけであります。

今後とも、この政策の導入・実施に当たりましては十分注視しながら、関係機関と課題解決に向けた協議のもとに、改善すべき点については国・道などへの申し出をするなど、地域が一丸となって、本市の目指す農業・農村づくりに向けて対処してまいり所存であります。

次に、担い手支援事業にかかわってのお尋ねに御答弁申し上げます。

この担い手支援事業につきましては、合併協議における事務事業細部調整方針に基づき、現行の土別市農業・農村担い手支援規則を基本として、これまで協議を行ってきたところであります。今回の協議におきましては、それぞれの事業について、土別市全体として継続が可能なものや見直しをするものあるいは新規事業として創設していくものなどについて、調整を重ねてきたところであります。

基本的な考えといたしましては、近年、農家戸数が年々減少している中であって、特に農業以外から農業を志して新たに土別市民となって研修する方が増加傾向にありますことから、こうした方が何としても本市で定着化できるように、新規参入者に視点を置いた改正といたすものであります。

このような新たな農業に参入しようとする方につきましては、農業技術の習得や立ち上がり資金の確保など、新規参入希望者の意欲があつたとしても、そこには数多くの課題がまたあることも事実であります。このため、こうした新規参入者の誘致の促進を図りながら、経営初期に係る投資額の軽減を行う中で、一人でも多くの方が本市において営農ができ、ひいては本市の農業が継続的に発展するものとなりますよう目指してまいりものであります。

そこで、主な改正の内容について申し上げますが、本市におきまして新たに就農を目指して研修を行う就農研修期間助成事業につきましては、これまで、親元から研修先へ通う研修者と借家などから通う研修者に区分した助成体系でありましたが、こうした研修は社会人としての自立した形で研修するものであるとの観点から、この区分を廃止して、月額、単身者については8万円、配偶者がある場合は10万円としたところであります。

また、規模の拡大に伴います農地の賃貸料の助成や購入に対する制度資金への利子補給を行う新規就農者等経営規模拡大支援事業であります。この事業による新規参入者につきましては、助成期間がこれまで5年でありましたが、この期間を、農業技術の習得には一定の時間を要しますことから10年に延長して、更に農地の賃貸料及び利子の補給につきましても、助成の限度額を現行の20万円から30万円に引き上げるものであります。

更に、新たな事業といたしまして、一つには、新規参入者が効率的で安定的な農業経営を目指す中で必要な農業用機械を借り入れる場合、このリース料に対しまして対象経費の10%を5

年間助成を行うものであります。また、一つには、新規参入に当たっては、農業用の施設の取得や農地の賃貸借終了後の農地取得による資金の借り入れなど相当の経費を要することから、この軽減対策といたしまして、農業生産に係る不動産の取得に対し、固定資産税相当額の2分の1を5年間助成するものであります。

この担い手支援事業の内容につきましては、全農家の方々への周知の徹底を初め、東京や札幌で開催される就農希望者への相談会、更にはホームページなどにおきましても啓蒙啓発をし、本制度の活用とともに、新規参入者の誘致の促進を図ってまいりたいと考えております。

こうした担い手対策につきましては、農村地域の合意形成が極めて重要でありますことから、農業・農村全体としての課題としてとらえていくことが必要と考えているところでありますが、基本的には農業者の自主性と主体性を尊重しながら育成していくものであるだけに、一朝一夕とはいかないわけではありますが、今後におきましても、地域の方々と十分協議を進めながら、関係機関・団体とも連携をして鋭意努めてまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 相山助役。

助役（相山愼二君）（登壇） 私から、移住促進事業にかかわって、本市の具体的な取り組みについてお答えさせていただきます。

北海道では、本年度から北海道移住促進プロジェクトとして、首都圏等における団塊の世代の退職者などをターゲットに、北海道への移住促進を図る「北の大地への移住促進事業」を展開しているところであります。この事業は、全国においても先駆的な事例として、現在では他府県においても同様の動きが活発化してきている状況にあります。

こうした中、本市においては昨年、道の呼びかけに応じ、登録市町村としてこの事業に参画し、道の北の大地への移住促進事業ホームページとリンクし、本市の概要やセールスポイント、各種生活情報等を発信しているところでありますが、道の平成18年度における移住促進事業推進の考え方として、北海道移住促進協議会と共同して事業を進めることとし、協議会に参加していない市町村との共同作業は想定していないとの方針が示されたところであります。こうした状況を踏まえ、本市では、パートナー市町村が中心となって昨年9月に設立された、現在50市町村で組織する北海道移住促進協議会への加入手続をとっているところであります。

そこで、本年度における本市の具体的取り組みについてであります。平成18年度の北海道移住促進協議会の事業計画では、首都圏でのプロモーション活動やPRパンフレットの作成、移住体験事業の実施、協議会ホームページの開設、移住ビジネス研究会の開催等が計画されておりますので、本市においても、道や協議会と連携し各種事業に何らかの形で参画していくとともに、先進市町村との情報交換を行う中で、有効な移住促進事業の検討を進めてまいりたいと考えております。

また、既に本市に移住された方々とも意見交換を行い、移住したきっかけ、土別の魅力、移住に際しての課題等をお聞きし、本市の魅力や特性、課題等の把握に努めるとともに、受け入

れ態勢の整備に向けて、行政を初め農協、商工会議所、観光協会等との検討会を開催し、経済界や市民との連携を視野に入れた各種情報の収集や提供を行うなど、全市的な移住促進事業になるよう取り組んでまいりたいと考えております。

本市においては、過疎化あるいは少子高齢化と人口減少が今なお進行する中、定住人口や交流人口の拡大・推進は極めて重要な課題であると認識しており、特にこのたびの移住促進事業は、団塊の世代の方々が長年培ってきた高度な技術や知識、さまざまな経験などの活用を初め、経済活動や地域活動の活性化に結びつくことで魅力ある地域づくりに役割を果たすことが期待できるものでありますことから、今後とも、積極的な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、バイオマス資源利活用の推進について御答弁申し上げます。

本年度、新たに実施いたしました生ごみ分別収集モデル事業の調査内容と、この結果についての具体的な数値につきましては、さきの柿崎議員にお答えをいたしましたとおりであります。生ごみの堆肥化については、分別の徹底方法やにおいの発生、更には保管場所の不安など、今回市内の2自治会での分別収集を実施いたしましたアンケート調査によって課題もわかりましたことから、今後のシステム構築に向けた検討に活用したいと考えております。

また、家畜排せつ物とともにバイオマス資源としての利活用を計画している生ごみや下水汚泥など、これらの堆肥化についてであります。本市においては、農地に有機質資材が不足していることなどにより生産性の低下が顕著となっている圃場が見られますことから、堆肥の投入や緑肥の投入による土づくりを継続的に推進しているところであります。

しかしながら、農家が求める堆肥の需要量に対し、現在JA北ひびきが運営している堆肥化施設や畜産農家で生産される堆肥の総供給量では全体的に不足をしており、他の地区から堆肥を購入しているという実態もあるわけであり。このため、バイオマス資源のうち生ごみや下水汚泥、更には野菜残渣など堆肥化して活用できるものについては、焼却や滅失する方法だけではなく、良質堆肥として農地還元をし、資源循環型の地域農業システムを目指すこととしております。

そこで、これらの堆肥化に当たり、家畜排せつ物に含まれる有機物が発酵の際には効果的に作用することから、家畜排せつ物を発酵促進剤として添加して利活用するシステムを基本に、処理フローや施設規模などについて先進地調査などを行いながら、全体の利活用計画として策定していく考えであります。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から、朝日町公営住宅の結露対策についての御質問に

お答えいたします。

お話のありました公営住宅は、昭和58年度及び昭和59年度に建築した一二三団地のブロックづくり平家建て3棟12戸のうち、特に西側に位置する3戸について結露が発生している状況であります。

公営住宅の結露問題は、ブロック住宅などの普及によりまして機密性が向上したことから、すき間風などが少なくなり、従前の和風木造家屋の特徴でありました通風が期待できなくなるなど、換気不足と断熱性能のアンバランスが主な原因と考えられており、特に昭和50年代以前に建築されたブロック住宅に多く結露が発生しているところではありますが、それらの住宅につきましては、入居者からの申し出に基づき、その都度調査を行い対応しておりますものの、結露発生メカニズムが複雑となっていることもあり、断熱性能と換気量、室内温度の設定と湿度の問題などから、完全に解消するところまでは至っていないのが現状であります。

こうした中で、この一二三団地につきましては、もみじ団地に引き続き、ストック総合改善事業により大規模改修工事を計画いたしておりますので、高齢化対策工事とあわせて断熱改修工事についても実施してまいりたいと考えているところではありますが、当面の措置といたしましては、維持補修による改善策の検討とあわせて、入居者の方と換気方法や温度湿度調整などの住まい方についても十分協議し、御協力をいただくことも含めて、早急に対策を講じてまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田村明光議員。

1番（田村明光君）（登壇） ただいま答弁をいただいたわけではありますが、1～2点、再質問をしたいと思います。

市長から答弁をいただきました担い手支援事業に関してですけれども、土別市の担い手支援規則の改正につきましては、前向きな改正ということで評価したいというふうに思いますけれども、旧朝日町で実施されておりました担い手支援事業、新規就農者奨励金支給事業につきましては、新規に就農した者に対して月額10万円を24カ月で2年間支給するというものであります。また、新規就農者確保事業につきましては、新規就農予定者に対し営農実習費として基本額が月額5万円、これを2年間ですね、そして研修受け入れ農家に対して月額3万円を支給するというものであります。

そしてもう一点につきましては、農業担い手奨励金支給事業、この事業に関しましては、新規学卒者及びUターン者が就農して、1年目の方につきましては10万円、5年目の方につきましては20万円、10年目の方につきましては30万円、結婚祝い金として20万円というような内容でございますけれども、今回の話し合いの中で、この点につきまして、今申し上げました支援事業につきましては土別市の農家の方については該当しないというような中身になっておりますのとですね、先ほど申し上げました新規就農者奨励金支給事業10万円を24カ月というのが、例規集では24カ月が12カ月となっている、その根拠について伺いたいと思います。

この事業につきましても、旧土別市の農家につきましても対象になるような形で進めていただきたいというのを含めまして、よろしく願いいたします。

以上で再質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 田村議員の御質問に、私から前段ですれ再質問に答弁をさせていただきますが、従来とってきた土別の担い手に関する手法と朝日町がこれまでとってきたものについて、一致しない点とか不適合の点があるということなのですが、今の御質問に対しては、私の答弁は答弁漏れということじゃないんで、改めてそこら辺を深く承知をしたいということでありまして。経済部長の方から資料に基づいて御答弁を申し上げることにいたしますので、よろしく願いいたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 田村議員の再質問にお答えいたします。

今お話しの中にありました旧朝日町で担い手対策として実施してありました新規就農者奨励金支給事業ですとか農業担い手奨励金支給事業、1年目10万円、5年目20万円ということでお話がありましたけれども、これらのことについては、合併協議においてこれからの助成のあり方として、農業・農村を基幹産業とする土別市にあってはどのような形で、ばらまきの助成ではなく真に担い手の育成につながるものにしなければならないということで、朝日地区とも十分協議をしましてまいりました。

その結果、先ほど市長の方から御答弁申し上げましたが、土別市農業・農村担い手規則改正を4月1日から施行しようとしておりまして、その中でご答弁をいたしました新規就農者等経営規模拡大支援事業は、今、議員の方からお話があった朝日でやっていた部分もこの中に含めた形で今後対応していこうということで御答弁をいたしたところであります。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田村明光議員。

1番（田村明光君）（登壇） 再々質問をさせていただきます。

今、再質問でそれぞれ答弁をいただいたわけですが、一般質問の通告にはですね、担い手支援事業について合併協議後再編となっているが、どういう話し合いが行われて再編協議がされたのかということをお聞きしたので、質問にないということではないというふうに思います。

それからですね、合併協議のときには、土別市で行われていた担い手支援事業と朝日で行われていた担い手支援事業を合わせた中で協議をされたというふうに思っております。それと、朝日で行われていた、先ほど申し上げました新規就農者奨励金支給事業についても1年分短縮されているわけですが、こういった話し合いが行われた結果こうなっているというふうに理解しておりますので、その点についてもう一度答弁をお願いいたします。

以上です。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 田村議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどのお答えはちょっと申しわけなかったんですが、朝日の今までやってきた担い手の関係については、協議の中ですね、廃止するものは廃止をしようということで、先ほど御答弁いたしましたけれども、新たに新規参入者の経営安定化助成事業ですとか農業機械のリース補助事業というの必要だということで、協議の中では生まれてきたものであります。

更には新規参入者の経営安定化助成事業についても、双方協議の中で、新規としてつくろうということで新規事業を組み合わせ、更には今までやってきたものも包含する中で、先ほど言いましたように新規就農者等の経営規模拡大支援事業という形で今後はやっていこうということで、この期間も延長する中で担い手の対策を打ち出していこうということでございます。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 3番 神田壽昭議員。

3番（神田壽昭君）（登壇） 平成18年第1回定例会に当たり、一般質問をいたします。

初めに、スポーツ合宿の里と観光の振興についてであります。

市のスポーツ合宿の里は、新市の重点的な取り組み事項の中で、全国に誇る合宿の里への取り組みが示されました。陸上、スキー競技など、超一流の選手が本市で合宿され大きな成果を出されていることは、土別市の誇りでもあります。

今年は冬のトリノ・オリンピックでは余りよい結果が得られなかったことは残念であります。スポーツは生涯にわたって健康な体と精神を養うことで、意義のあることであります。子供のときからスポーツになれ親しむことは、教育の上からも大きな成果が期待されるものと思います。そこで、今日まで続けてきたスポーツ合宿の里づくりを長期の展望で考えてみると、この土別の施設を全国に発信することが今まで以上に必要と思われるのです。

さきの定例会初日、指定管理者の指定で、土別市林業センター、土別市日向森林公園はJ A北ひびきが指定を受けました。市の施設である土別市林業センターは老朽化し、入館者の減少等で相当の工夫をしながら経営をしているのが実態であります。そこで、その取り組みの一つとして、昨年、温泉宿泊者のために、日向スキー場リフト券と組み合わせた宿泊プランを企画したそうであります。

初めての企画ということで、更にPR不足ということもありまして、そう多くはありませんが、その利用者から、スキー場リフト券が安くないかというようなお話もあったようであります。これから、このような温泉の前向きな取り組みに対して何とか支援するようなことができないものかと考えております。

この企画は、林業センターのホームページで宿泊者を募り、温泉とスキー場をセットにし格安で楽しむことによって、合宿の里土別での日向スキー場を売り込むことができるし、このことで道外からスキーを楽しむ人たちの増加が見込まれることから、将来に向けて多様な合宿の受け入れ態勢の確立のためにも、来シーズンに向けて、市の施設を一人でも多く利用できるよ

うな方策を検討いただきたいと思います。

次に、体験型観光による誘致企業と市民との交流であります。

自動車の試験研究のまち土別では、トヨタを初めダイハツ、ヤマハ、ブリヂストン等が通年あるいは冬期間にわたり、熱心な試験研究・開発がなされております。

ここで誘致企業と市民との交流であります。当然のことですが、試験研究という性格から、市民がその中に大きく入り込むことはできませんが、冬の観光として、今、土別にはスノーモービルイン土別があります。これはスノーモービル発祥の地として、ヤマハ発動機が昭和45年ころから土別でスノーモービルの試験を重ね、今日、世界の三大メーカーに成長したことは非常に喜ばしいことでもありますし、そのような縁から今日、土別試験場の協力もあって体験試乗ができるスノーモービルランドを開設し、利用者は600人から900人が訪れているようであります。

しかし、スノーモービル人口が増えることによって多くの問題も出てまいりました。例えば乗り入れ禁止区域に入ったり、幼木を押し倒す、あるいは小動物を追い回すなどマナー不足も指摘されておりますし、年ごとに人気の高まるスノーモービルの発祥地として、マナーを守る冬の自然体験観光をヤマハ発動機の協力で企画してみたいかがでしょうか。

3月6日の北都新聞の記事にもありましたが、名寄青年会議所では、スノーモービルでピヤシリ山を登頂する、そういうような企画をしてですね、名寄市以外の出身で3年以内に名寄に赴任進学した男女をピヤシリ山などのスノーモービルで走り、アンケートで答えたりですね、ツアー終了後の座談会というようなことも企画されているようであります。

また、更にこの地域は、上川北部にはポンピラ温泉、天塩川温泉、びふか温泉、五味温泉、また、なよろ温泉サンピラー、望湖台センターハウス、日向温泉、翠月、レークサイド桜岡で組織する上川北部保養センターがあります。こうした保養センターとの連携をし、保養センターを宿泊し走破するスタンプラリー、冬の体験観光ツアーのようなことが、誘致企業ヤマハ発動機との協力で土別は可能になると思うのであります。更に、毎年開かれている土別での全日本スノーモービル選手権大会も観光として積極的に宣伝し、観光客を迎え入れるべきと思うのです。

道北の長い冬を、市の各種施設の有効利用と誘致企業と提携できる市民との交流や観光と結びつけ、将来の合宿の里づくりに創意工夫を積極的に行うべきと思いますが、市の考え方をいただきたいと思います。

次に、新たな総合計画と公営住宅マスタープランについてお伺いをいたします。

昨年12月、多寄において、市長と語る会に出されました地域要望事項の中に、公営住宅をもっと建設してほしいという意見がありました。私も、16年第2回定例会、17年第2回定例会において同じ趣旨の質問をいたしました。合併によって生活基盤に格差が出ないようにしてほしい、交通の利便性や、多寄の水がおいしいからここに住みたいという高齢者の声を聞くたびに、ここに公営住宅が今以上に必要だというふうに言い続けてまいりました。

新市の建設計画における公営住宅の整備は、新たに策定する住宅マスタープランや公営住宅ストック総合計画に基づいて、各地域ごとの人口、年齢構成のバランスやまちづくり施策等の連携等に配慮しながら整備をすることになっておりますが、公営住宅整備事業は現行の補助金制度から交付金制度へと移行し、必要とされていた公営住宅ストック計画が不要となり、新たな地域住宅計画によって地域性を考慮した住宅整備ができるとの答弁でありました。

新市の建設計画との整合性はどのようになっているのでしょうか。

多寄においては、老朽化した入居者のいない住宅がそのまま放置されているのが現状でありますし、多寄栄団地1棟2戸の建設計画が後期の計画に入っておりますが、地域振興を必要とするところ、人口減が予想される地域での建設、低所得者、独居老人に対応した住宅ストックなどについての検討がなされているのでしょうか。

また、これまでのマスタープラン等に係る地域住宅計画に農村地区も含まれるのか、そして、いつごろこの計画作成になるのかについて、具体的に考え方をいただきたいと思えます。

最後に、新年度の農業予算とその考え方についてお伺いいたします。

一昨日の山居議員、そしてきょうの田村議員の質問にもありまして、重複する点がありますが、品目ごとの支援から担い手の経営に対する支援へと政策が転換する品目横断的経営安定対策が、2007年産から導入されることになりました。今、JA北ひびきは地区別懇談会を開催しておりますが、出される意見は、新しい経営安定対策導入による不安と、その中身に対する質問の意見でありました。

特に農協の営農指導事業では、担い手対策として、1つ目に品目横断的経営安定対策に対する認定農業者と集落営農についての育成、2つ目に農業生産法人、新規就農者の育成支援を重点項目としながら、行政及び関係機関との連携では、1つに経営安定取得対策等への対応、2つ目に行政の農業予算確保要請と活用、3つ目に地域水田農業ビジョンの点検・見直し・実践、4つに中山間地域等直接支払制度の対応、5つに上土別国営農地再編整備事業の推進などを掲げておりますが、戦後最大の農政改革の中で、18年度予算は、行政の先を見据えた力のある市独自の振興策を示すことが必要と思えます。

特に、農業の再生産を支えていた国の政策が大きく転換される今日、さきの定例会では、農業・農村活性化条例の理念に基づき、農業の原点である土づくり・人づくりを基本として、すべての農業について総点検、再構築を行う中で実効性のある予算を再編する考えが出されましたが、どのような方向を目指す予算になったのかを示していただきたいと思えます。

18年の予算に計上された新規事業は、生産を支える基本的な補助事業については理念に基づくものと考えられますが、農村のすべての人たちが支え合う農業・農村づくり、特に子供たちの農業体験学習による食育や、農業青年教育と高齢者の豊かな経験が活かされる農村づくりのようなソフト面での対策や事業について、予算ではどのように具体化しようとしているのでしょうか。

更に、対策に乗れなかった農業者は、ここまで来た農業や農業者を選別する農政に対し、効

果的な対策の打ち出せなかった農協や行政に、その怒りや苦しみをどのように吸収できるのか、またどうしようとしているのか。

士別市は、この上川北部の中で中心になって、今、地域存亡の危機にあるこの状況を見直す対策を見出す役割があると思うのであります。市長の考え方をお伺いし、私の一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 神田議員の御質問にお答えいたします。

最初に、農政改革と新年度農業予算に関する答弁を私から申し上げますが、スポーツ合宿と観光の振興及び新たな総合計画と住宅マスタープランにつきましては、各担当部長並びに教育委員会から御答弁をしていただくことにいたします。

新年度の農業予算とその考え方についてであります。本市の農業を取り巻く状況は、WTO、FTAなどによる国際化の進展、国が推し進めている農政改革の中にあって、米を初めとする農畜産物価格の低迷が長く続くことなどから、生産者の方々の流した汗が必ずしも報われないという、極めて厳しい局面に立たされております。また、本年は、国が戦後の農政を根本から見直すものとして導入する品目横断的経営安定対策が実施される前年の年にもあります。

このような中で、平成18年度の予算は、合併後初の通年予算となりますことから、合併協議における事務事業の調整方針に基づきながら総点検、再構築を行う中で、実効性が上がるものとなるように編成に努めたところであります。

そこで、新年度において本市が目指す農業振興の方向についてであります。

今日、農業者を初め農業関係機関団体が最も注目をしておりますことは、新たに導入される品目横断的経営安定対策であります。また、本市における喫緊の課題は、この対策において国が定める一定の要件を満たし、今後において支援の対象となっていく認定農業者や集落営農をいかに確保して育成していくかということであります。

このうち認定農業者にかかわっては、本市の基本構想による認定要件を引き下げることなどで既に対応いたしていることは、これまでもお話をしてきたところであります。しかしながら、集落営農については、将来に向けて本市の農業と農村を健全に維持発展させるものとなるように、本市独自のあり方をも見出していかなければならないものと考えてはおります。

このため、上士別で地区調査に着手する国営農地再編整備推進事業は、経営感覚にすぐれた担い手を核とした集落型経営体を構築して農地を集団化することで営農の効率化を図る、そして経営を多角化することで新たな労働需要を創出するとともに、新規就農や新規参入の機会拡大を図り、更には集落化を目指した生活文化の確立によって、子供や高齢者も含め相互に協力し合える農村コミュニティ機能を持続発展させるものであります。このことから、本市農業・農村の将来に向け、一つの大きな方向づけとなる大変意義深い事業であると考えます。

また、お話にありました食育や農業青年教育などのソフト事業についてであります。本市では平成14年度から19年度まで、国・道・市で造成した基金を活用して特定農山村地域活動支

援事業を実施しており、食育や人づくりに係る事業は本事業によって実施しております。

平成18年度におきましては、市内の各小学校で行われる農業実習を支援する農業体験学習活動支援事業や、青年たちが農民大学として行う自主的な企画活動を促進する農業後継者活動支援事業、更には本市の農業・農村が果たしている多面的な役割を広く市民に紹介するため、女性たちが企画開催するしべつまるかじりフェア事業など、子供、青年、女性たちの活力に視点を置いた事業を予算として計上いたしたところであります。また、これらの事業には、豊富な農業経験を持ち、農村文化の伝承者でもあります高齢者の方々に、指導的な立場で参加をいただくことにいたしております。

このほか、新年度においては、土別市農業・農村担い手支援事業を拡充し、農業経営を志すことで農村コミュニティーの一員となる新規参入者の受け入れ拡大を図るものであり、これまで本市農政の柱として取り組んできた土づくりに係る事業と、ただいま申し上げてまいりました各種の事業を効果的に推進することで、土別市農業・農村活性化条例が目指す姿に向けて、なお一層鋭意努力してまいりたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木経済部長。

経済部長（佐々木幸二君）（登壇） 私から、体験型観光の創出にかかわって、誘致企業と市民の交流についてお答えいたします。

お話のように、ヤマハ発動機株式会社が本市でスノーモービルの試験を開始してから、以来35年が経過し、この間、特に冬季観光としてのスノーモービルランドの開設や、全日本スノーモービル選手権大会などの開催に当たりましては、今日まで多大なる御支援をいただいているところであります。

そこで、議員より、スノーモービルを活用しての自然体験型観光の企画と、上川北部保養センター協議会の近隣観光施設を宿泊しながらスノーモービルで走破する冬の観光ツアーについての御提言がございました。

まず、自然体験型観光の企画についてであります。冬の自然体験型観光となりますと、本市の行政面積の約74%を占める森林を活用しての森林浴や、野生動物、野鳥などと自然に触れ合うことのできる林間コースが想定されるわけですが、林間コースとなりますと、やはり国有林・道有林などの林内を走行することとなりますことから、お話のように自然環境を破壊しないマナーの遵守も大切なこととなりますし、加えて、各種の許認可が必要となってまいります。

更には、スノーモービルは道路交通法上、公道での走行が禁止されておりますので、その移動については制約も受けることとなりますし、イベントの実施に当たっては初心者への参加も予想されますことから、インストラクターの確保など人員体制の整備が必要となってくるものと考えます。

また、上川北部保養センター協議会に加盟している各施設を活用してのスタンプラリー、体

験観光ツアーにつきましても、ただいま申し上げてまいりましたような共通の課題があると同時に、施設側におきます採算性の問題や、一過性に終わることのない継続した事業として実施でき得るものが、その可能性についても大きな課題としてあるわけであります。

しかしながら、今日、観光ニーズが多種多様化している中で、当地方の冬の厳しい自然環境を逆手にとった利雪・克雪対策として、御提言のような市民、観光客などが自然と触れ合うことのできる冬季観光の構築は重要なことでありますし、また、スノーモービルを核とした上川北部広域の観光ネットワーク化が、ひいては北北海道全体の冬期間における新たな交流人口の拡大につながっていくことも想定できますことから、これら多くの課題や事業効果などについて精査研究し、上川北部保養センター協議会、観光協会などこの取り組みについて検討いたしてまいりたいと考えております。

また、全日本スノーモービル選手権大会についてであります。本大会は昭和62年から毎年継続して実施されており、本市の冬の一大イベントとして定着しているところであります。本大会は、国内の一流選手が一堂に集まって全国各地を転戦する迫力満点のスポーツイベントであり、見学する機会も限られておりますことから、今後におきましては、この取り組みについて、市広報、新聞等を初めホームページ、ポスターなど各種の啓発媒体を活用し積極的なPRに努める中で、市民を初め観光客等の誘引に努めてまいりたいと存じます。

以上申し上げてまいりましたが、本市には自動車関連企業が立地しており、今後におきましても、このような進出企業との交流や情報交換を通じて得た貴重な提言や御意見などについて、本市のまちづくりや観光振興に生かしていくことは極めて重要なことであるので、今後とも、積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上申し上げまして、御答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 遠藤建設水道部長。

建設水道部長（遠藤恵男君）（登壇） 私から、新たな総合計画と住宅マスタープランについての御質問にお答えいたします。

本市の公営住宅は、市単独住宅も含め29団地1,141戸の市営住宅があり、特定公共賃貸住宅を合わせますと、管理戸数は現在31団地1,173戸となっております。そのうち約27%に当たる317戸が、昭和51年以前に建設され、30年以上経過している住宅でもありまして、老朽化が著しく狭隘となっているため、改善などの必要性が高まってきており、現在、合併前の両市町それぞれの計画に沿って事業を実施しているところであります。

そこで、今後の住宅建設計画についてであります。公営住宅整備事業が、従来の補助金制度から地域住宅交付金として新たに制度化されました。この制度は、地方の自主性・裁量性の向上と、地方の使い勝手の向上を図ることなどが創設の目的とされており、地域住宅計画を作成し、国土交通大臣への提出により、交付金が受けられることとなっております。

このことは、平成17年第2回定例会における神田議員への答弁と変わってはおりませんが、住宅マスタープランと公営住宅ストック総合活用計画の策定が国の条件ではないものの、その

後、北海道におきましては、交付金事業採択における判断材料とする旨の方向性が示されたことに加え、これらの計画が、本市の住宅政策及び公共賃貸住宅整備における今後の基本方針となる極めて大切なものであると考えておりますので、平成20年度から始まる新たな総合計画と連動させるべく、平成19年度策定に向け準備を進めているところでございます。

この策定に当たりましては、新市建設計画における「いつまでも住み続けられる快適環境へのまちづくり」の項目で示しておりますとおり、各地域ごとの人口や年齢構成のバランス、あるいはまちづくり施策などとの連携に配慮した中で、具体的に検討していかなければならないと考えているところであります。

次に、地域住宅計画に係るお尋ねでございますが、現在、建てかえ事業を進めております北部団地以降の公営住宅整備につきましては、新総合計画、新市建設計画との整合性を図りながら、公営住宅ストック総合活用計画で具体的な位置づけを行い、それに基づいて地域住宅計画を作成し、事業実施を行うこととなりますが、この計画はおおむね5年以内を計画期間とし、計画エリアについては地域ごと・団地ごとの単位での作成が可能となっておりますので、農村地域をエリアに含めた計画樹立も可能と考えております。

なお、具体的な作成時期につきましては、住宅マスタープラン、公営住宅ストック総合活用計画に基づいて、それぞれの団地におきます事業実施が具体化した時点での作成となりますので、現時点では個別団地について明確な時期をお示しできかねますことを御理解いただきたいと思います。

以上申し上げまして、御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君）（登壇） 私からは、スポーツ施設の有効活用についてお答えいたします。

士別市林業センター、いわゆる日向温泉は、先日、北ひびき農業協同組合が指定管理者として決議をいただいた公の施設であります。隣接しております日向スキー場もスキー合宿を受け入れておりますが、リフト利用の過去3年間の状況を申し上げますと、平成14年度は22万3,045人、15年度は21万9,318人、16年度は20万8,449人と、少子化とも相まってスキー場利用者は減少傾向で推移しており、その利用者数に連動して、日向温泉の食堂利用者や宿泊者も減少しているとのお話を聞いております。

そこで、議員のお話のように、日向温泉が現在行っております宿泊とスキーをセットにしたパックとして、ホームページを活用し両施設の情報を全国に発信しておりますことは、日向温泉とスキー場の利用者数が互いに影響し合って利用者増が見込まれ、よい結果につながっていくことが予想され、更に冬期間のスキー合宿の増加に結びつくとも考えることから、地域振興にも大いに貢献できるものと思っております。

本市にとって、スポーツ合宿は観光振興と密接に連携し合って、切り離しては考えられないまちづくりの柱でありますので、日向温泉という特定の施設だけを支援するものではなく、市

内の宿泊施設を対象に、宿泊をして日向スキー場などを利用する場合はリフト料金の優遇措置も含めて、スポーツ施設の活用を考えていくことも大切であると思っております。

教育委員会といたしましては、土別のスポーツ施設の情報を今まで以上に全国に発信し、合宿はもとより、多くの人に日向スキー場を初めスポーツ施設を利用して楽しんでいただくことも一つの土別の観光資源ととらえ、交流人口による経済効果もありますので、関係する団体・機関とも十分協議し、実施の方向で検討してまいりたいと存じます。

以上を申し上げます、御答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 昼食を含め、午後 1 時 30 分まで休憩いたします。

（午前 11 時 40 分休憩）

（午後 1 時 30 分再開）

議長（西尾寿之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

10番 小池浩美議員。

10番（小池浩美君）（登壇） 一般質問を行います。

今、国会では、2006年度の国家予算が参議院で審議されています。2006年度予算は、今年秋に任期満了となる小泉首相の最後の予算編成であり、小泉構造改革の総仕上げとも言われています。予算案には、所得税、住民税の定率減税の廃止に加えて、昨年の国会で障害者の強い反対を押し切って成立した障害者自立支援法や、同じく昨年の国会で改悪された介護保険法の4月からの実施、更に医療保険制度の改悪など、社会保障分野の新たな負担増と給付の削減が盛り込まれております。

特に、年金生活の高齢者世帯には負担増は深刻となっております。既に昨年2月には、年金から天引きされる所得税が増税となり、2006年度は住民税も増税となり、これに連動して国民健康保険料や介護保険料も負担増となります。更に定率減税の廃止、介護保険料基準額の引き上げ、老人医療の自己負担の引き上げ、介護サービスを利用しても給食費やホテルコストの負担があります。受け取る年金までも、マイナス物価スライドで減額されるありさまです。

小泉構造改革のもとで大企業の利益を最優先してきた結果として、今や社会的格差は大きく広がってきており、生活保護世帯の増加、パートや派遣などの非正規雇用労働者の増加、貯蓄ゼロの世帯の増加など、国民の貧困率は上昇しています。厚生労働省によれば、生活保護世帯は年々増え続け、2005年度で月平均約100万世帯に達する見通しです。

金融広報中央委員会の調査では、2004年度に比べて貯蓄ゼロ世帯が増加し、約4世帯に1世帯が貯蓄ゼロです。働く人の収入は減少し、税金は増え、社会保障は改悪される。その結果、貧困と社会的格差がどんどん広がっているのが、今日の我が国の実態ではないでしょうか。

小泉内閣の悪政に抗して、市民の暮らしをしっかりと守り、市民一人一人が大切にされるま

ちづくりこそ、地方自治体のあるべき姿だと考えます。市民あつての自治体であり、市民の幸せのために自治体は存在するのです。高齢社会にあつて、だれもが安心して高齢期を迎えられる福祉のまちづくりこそ、私たち市民が強く望んでいるものです。

保健、医療、そして介護の体制や内容がそれぞれ充実し、かつ柔軟な連携で機能すること、また、行政と住民が協力・連帯して福祉のネットワークを網の目に構築していくこと、このことの実現を期待して、幾つかお聞きいたします。

初めに、市立病院についてお聞きいたします。

市立病院では、内科医が1人減って、4月からは内科の外来診療が午前のみとなります。また、耳鼻科や泌尿器科なども出張医が減って、間引き診療になるとも聞きます。このような医師不足の状態は市民に大きな不安を与えています。産科の閉鎖に続いて眼科も、泌尿器科も、あれもこれも閉鎖になるのではないかという不安、診療に安心感が持てない、主治医がいなくなる不安等々があります。

そこでお聞きしますが、一つには、4月からの診療体制について、今までとどのように変わるのか。

2つには、救急外来の体制には影響はないのかどうか。

3つには、今、市立病院へ行くと、ほかの病院へ転院する際は紹介状を書くから申し出てというような内容の紙が張ってあります。いつから張られていたのか記憶にありませんが、実際に転院の申し出があった人は、きょうまでに何人いるのでしょうか。そして、そういう患者さんはどういった病院に移られたのかお聞かせください。

医師不足が続くと、当然、患者数が減少すると考えられます。それは病院経営に大きなマイナスの影響を与えると考えますが、どのような経営対策を考え、乗り切ろうとされているのかお聞かせください。

今国会に提出されている医療制度改革法案は、高齢者の窓口負担を増やすだけでなく、75歳以上のすべての国民から保険料を取り、厚生労働省の試算では、1人当たり年平均7万4,000円の保険料を支払うことになるという、とんでもない内容のものです。更に、この法案には療養病床を大規模に減らす方針が盛り込まれています。2010年までに医療保険適用の療養病床を半減し、介護保険適用の療養病床を全廃するというものです。

市立病院は2003年に医療保険適用の療養病床を開設したばかりですが、今日までの実績、成果をお聞かせください。そして、この医療制度改革法案に盛り込まれた療養病床の削減あるいは全廃という内容について、どのようにお考えなのかお聞かせください。

次に、高齢者の高額療養費にかかわってお聞きいたします。

昨年の中4回定例道議会で、高齢者の高額医療費の払い戻しについて、申請されなかったため払い戻しがされない件数は道内で約1万7,000件、金額にして約1億円になっていることが明らかになっています。本市での払い戻しの実態について平成15年第3回定例会でお聞きしましたが、そのときは制度改正後1年がたっておらず、14年度の状況のみの御答弁をいただい

います。

そこでお聞きしますが、高齢者の高額医療費の15年度、16年度、17年度の診療のうち、払い戻しに該当する件数、金額をそれぞれお示してください。また、そのうちの未申請の件数と金額もお示してください。2年間払い戻しされていないと時効となってしまいますが、そのようなケースがあるのでしたら、件数と金額をお示してください。

高齢者にとっては、払い戻しの申請方法が複雑なために申請をしない、あるいはできないので、申請方法は極力簡素化するように求められていますが、本市の場合、必ず1回は本人が窓口に来てもらい確認する方法をとっています。このことが面倒で、申請に二の足を踏む人もいるのではないかと考えますが、実態はどのようになっているのかお聞かせください。

さて、本年4月から改定介護保険法が実施されることになり、今議会には、それに関連する条例改正案が提案されています。改定介護保険法では、予防と自立支援が強調されていますが、これは、新予防給付の導入などで軽度の人へのサービスを切り下げ、介護給付費を削減するねらいがあります。また、新たにつくられた地域支援事業は、今まで公費で行っていた老人保健事業や福祉事業などを介護保険財政に移して、国庫負担を減らすねらいがあります。まさに、介護の社会化という当初の理念を投げ捨てて、自立自助、すなわち自分のことは自分でせよを徹底する制度へと大改悪をしているのです。

介護保険制度を持続可能なものにするためと理由づけての制度改定ですが、その背景には、介護市場の更なる拡大を求める財界の強い要望があり、2004年4月、経団連からは介護保険制度の改革についての意見が出されており、国の財源支出を抑え、かつ介護をビジネスとして、もうけの対象として広げていく。政府と財界のねらいが一致して生まれた改悪介護保険法であることは明らかです。

高齢者のサービス利用を切り下げ、国民負担を増やすという、大改悪された介護保険制度ではありますが、保険者は市町村であることから、住民負担を抑え、住民本位の制度運用は可能であり、また、それを強く求めるものです。

そこでお聞きしますが、新しい介護保険制度では、住みなれた地域での自立した生活を支援するための地域密着型サービスが新設されています。これは、住みなれた地域での生活を24時間態勢で支えることであり、学校区ごとにサービス拠点を整備してサービスを提供するというものです。具体的なサービスメニューをお示してください。

また、本市では現在どれほどのメニューが用意されているのでしょうか。24時間態勢で支えるというのは理念ですが、実現しなければ、絵にかいたもちに過ぎません。一つ一つのサービスメニューを実現して、理念を現実化する意欲と方向性はあるのでしょうか、お聞かせください。

また、保健福祉センターは、これら介護予防の仕組みの中でどのような役割を担うのでしょうか、お聞かせください。更に、制度の充実を考えるなら保健師を増員する必要があると考えますが、いかがでしょうか。

また、保健福祉センターは、がん検診や人間ドックなど病気予防のためのいろいろな検診事業を行っていますが、乳がん検診と子宮がん検診及び骨粗しょう症検診は隔年の受診でよいとされていますが、早期発見・早期治療の大切さを訴え、毎年受診を勧めていた保健指導と矛盾をするのではないのでしょうか。その理由をお聞かせください。

そして、これらの受診に対する国保の助成もまた、受診に連動して2年に1回となっていますが、受診者すべてを対象に助成するべきではないのでしょうか。

次に、子供が大切にされるまちづくりを求めて幾つかお聞きいたします。

土別市次世代育成支援行動計画に盛り込まれている「つどいの広場」事業が実施されることになり、小さな子供を持つ母親たちは歓迎しています。

そこで、つどいの広場の実施方法について、子育て支援センター「ゆら」との違いも含めてその内容をお聞かせください。

朝日教育長の教育行政執行方針の中で、特別支援教育の充実に向けて取り組むとありますが、私が平成16年第4回定例会でお聞きしたときは、道教委は庁内にワーキンググループを設置して検討を進めているが、具体化はまだ先のことといった御答弁でした。ほぼ1年が過ぎましたが、特別に支援を必要とする子供たちへの特別支援教育、その取り組み方針が明らかになったのでしょうか。

市内小中学校のLD、ADHD、高機能自閉症など、いわゆる軽度発達障害と言われる児童生徒の実態は、前回お聞きしたときは把握されていませんでしたが、現在は把握されているのでしょうか、お聞きいたします。

こうした子供たちは、授業中に落ちつきがなかったり、周りからはとっぴと思われるような行動をとることがあり、子供本人はもとより、保護者や教員も大きな悩みを抱えていると聞いています。今、学校に求められることは、障害についての理解と、丁寧に子供の成長を支える支援の体制をつくることです。

文部科学省は、2006年度からADHD、LDを通級指導の対象にするほか、盲学校、聾学校、養護学校の特別支援学校への一本化など制度改正法案を今国会に提出し、来年度からの実施を目指しています。しかし、教員の増員を初め、普通学級の少人数学級の実現など教育条件の整備は絶対不可欠と考えますが、文部科学省は、100万人近い子供たちを対象とする施策であるのに、従来規模の障害児教育の予算、人員のままで対応しようとしています。

このような中で、本市において、特別支援教育の取り組みをどのように進め、充実させようとしているのかお聞かせください。

更に、教育行政執行方針では、文部科学省の事業である問題行動に対する地域における行動連携推進事業を受けてのサポートチーム等地域支援システムづくり、及び自立支援教室の設置に取り組むとあります。何らかの問題行動を起こす子供たちに対して、地域の人たちがチームをつくって援助し、学校に行けるようにする活動だと考えますが、このシステムの対象はどのような子供なのでしょう。万引きなどの非行問題を起こす子供なのでしょう。あるいは、

いじめがあって学校に行きたくないとか、無気力で行かないとか、引きこもったままの子供が対象なのでしょうか。

そして、このシステムの対象となる子供たちは市内でどれほどいるのでしょうか、お聞かせください。また、どのような体制、どのような内容のシステムなのでしょうか。自立支援教室との関連もお聞かせください。

このたび道教委は、少人数学級、1クラス35人以下学級を中学校1年生も対象に実施すると発表しています。私は、去年の合併後の第1回定例会で、中学校こそ少人数学級にするべきだと求めてきましたし、実現するのなら南中学校と土別中学校が対象となるとの御答弁をいただいています。このことについてどのように進められているのか。中学校1年生での少人数学級が実施されるのかどうか、お聞かせください。

最後に、協働のまちづくりについてお聞きいたします。

市長は、市政執行方針の中で、市民参加の開かれた市政の基本に協働があるとし、いかに市民の声を聴取し、それを施策に反映させるかが大切だと述べられております。市民と行政の協働のまちづくりは、一方通行であっては成り立ちません。お互いが対等の関係で、思いやりと連帯の心で地域社会をつくり上げていくことだと考えます。

今、求められるのは、行政は住民に対して参加と情報公開を徹底すること、住民はみずからの自治意識を高めること、そして、お互いがパートナーとして、安心して暮らせる福祉のまちづくりという共通の目的に向かって協働行動することではないでしょうか。

市民の声をくみ上げる方法としては、ひざを突き合せての対話はもとより、電話、ファクス、手紙、インターネット等々いろいろな手段があります。特に近年は、インターネットを使って寄せられる市民の声が多いのではないかと想像するのですが、メールで送られてくる市民の声は毎月どれほど届いているのでしょうか。

土別市の場合、市民要求や市政への提言などは、図書館や議会以外はすべて総務部へ集約されるようになっていますが、受け取ったメールはどのように処理されているのでしょうか。確実に、市長はもとより幹部職員へ届いているのでしょうか。メールのみならず電話やファクスなどで届いた市民の声はどのように処理されるのか、あわせてお聞きいたします。

また、受け取った情報や要求あるいは苦情にも、誠意を持って返信するべきだと考えますが、そのようにされているのでしょうか。

市民の声を大いに聞かせてください、待っていますよという姿勢を示すためには、土別市のホームページ上にもっとわかりやすく、もっと気軽に送信ができるように、メールボックスを大きく描くとか楽しいイラストを使うとか工夫をするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、市民からのさまざまな情報は、たとえ誹謗中傷のたぐいであっても必ず市長や幹部職員は知るべきですし、職員共通の情報として検討・協議もするべきだと考えますが、いかがでしょうか。

住民の福祉と基本的人権を守る施策に一層取り組むことを田子市市政に期待しまして、私の

一般質問を終わります。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 小池議員の御質問にお答えしてまいりますが、大変身近な多くの課題を取り上げて、今、斉藤 昇議員が、フィナーレを飾るにふさわしい格調の高い演説だったと、そういうふうなニュアンスのような表情で手をたたいていたものと、私も同感という立場から、丁寧にしっかりと答弁をしてまいりたいと思っております。

最初に私から、市民が大切にされるまちづくりの中でいろいろと御質問がありましたけれども、今、大きな関心になっております市立病院に関連する項目について特に答弁を申し上げてまいりますが、改定介護保険制度、病気予防対策、子供が大切にされるまちづくり及び協働のまちづくりにつきましては、各担当部長がそれぞれ、また教育委員会からも御答弁を申し上げることにいたします。

公立病院における医師の確保の問題につきましては、過日の一般質問でもお答えしておりますが、市立病院に対しても今年4月から、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科の固定医師引き上げに加えて、循環器系内科医師5名のうち1名の減員が通知されたところであります。

この対応策といたしましては、固定医がいなくなる各科につきましては、週2回から4回程度の出張医で対応することといたしておりますが、減員となった内科外来につきましては、入院患者の対応や諸検査実施のために午前みの診療とすることで、現在、患者の皆さんに周知をさせていただいているところであります。

午前診療ということになりますと、内科外来は混雑をし、待ち時間も長くなることも予想されますが、この対策としては、まずは症状安定の患者の皆さんへの長期間の薬の処方や、市内開業医の皆さん方の御協力を得て、この解消を図ることなどを検討したところでございます。しかしながら、主治医をかえたくないという患者さんも多いわけでありまして、今日まで紹介状を希望された患者さんはいない状態にありますので、今後、外来窓口の混雑解消につきましては、経過を見て対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、4月から出張医の対応となる科の影響についてであります。本市では高齢者人口が多いことから、眼科や泌尿器科を受診する患者さんが多く、週に2回程度の診療だけとなりますと、診療までの時間が長くなることも予想されますし、仮に手術を受けなければならないこととなりますと、名寄や旭川の病院で実施することとなり、交通手段や時間的な面で多くの皆様に御不便をおかけすることが予想されます。

また、救急外来についてのお尋ねでありましたが、市立病院は第2次の救急告示病院に指定されておりますことから、平均して夜間は15名程度、土曜、日曜などの休日には30名～40名程度の患者さんが来院をしている状況にありますので、外傷や急病などの救急患者の皆様に対しましては、従来どおりの対応をさせていただきたいと思っております。

次に、病院経営についてお尋ねがございましたが、さきに答弁をいたしておりますように、現在の研修医制度が行われている中での医師の確保につきましては、非常に厳しいものがある

わけでございます。この状況は、1～2年を待ったからといっても急によくなるものではなく、研修医制度を終えた医師が地元に着定してくれることを望むしかない判断をいたしております。

このような医師不足の状況下における公立病院のあり方につきましては、どの病院においても再検討せざるを得ないのではないかと判断いたしておるところでありまして、今後も、医師不足の状況が続くとなりますと当然患者数は減少することから、病院経営についても大変厳しくなり、当然赤字経営が予想されるところでもあります。

当面の対策といたしましては、各病棟の病床数やそれにかかわる人員等についての検討、更には北海道地方センター病院でもあります名寄市立総合病院との連携を深める中で、医師の派遣や機能分担、医療機器の集約化などについて、今後検討していくことが必要ではないかと考えております。

次に、今国会に提出されました医療制度改革法案についてのお尋ねでございました。

この改革法案は、医療費適正化の総合的な推進のために、療養病床を医療の必要度の高い患者を受け入れるものに限定して医療保険で対応するとともに、医療の必要性の低い患者につきましては、在宅を初め老人保健施設、ケアハウス、有料老人ホーム等で受け入れることに再編成しようとするものであります。

これらに至る経過といたしましては、中央社会保険医療協議会におきまして実施した慢性期入院医療実態調査によりますと、療養病床の入院患者のうち、医師の対応がほとんど必要ない人が約5割に達していると言われていることがあるものと思います。現在、医療保険適用の病床は全国で約25万床ありますが、これを平成24年度までに15万床程度に削減し、介護保険適用の13万床については、経過措置はあるものの、これを廃止していこうとするものであります。

そこで、市立病院における療養病棟についてであります。慢性期疾患等の患者で病状が安定している方を受け入れることとして、平成15年度に開設をいたしましたが、それ以来、病床定数30床に対して15年度では延べ6,703人、16年度では8,670人、17年度は2月末までで7,133人の患者さんを受け入れており、療養病床において入院治療後の生活のためのリハビリ等を行った結果、退院された方の約6割について在宅で生活をされている状況にもありますので、多くの方々は療養の到達目標である、自分のことを自分でできるようになるという初期の目標は達成されたものと判断をいたしております。

また、市立病院の療養病床につきましては今後の考え方ではありますが、現在のところ、医師の対応が必要ないと思われる患者さんは入院されていない状況にありますことから、当院の病床は削減対象にはならないものと考えておりますが、引き続き、国の病床削減方針の推移を見守ってまいりたいと考えております。

なお、またさかのぼって医師の不足の問題について少し言及をさせていただきますけれども、きょうの新聞をごらんになったかと思いますが、考えられないような記事が実は載っております。

それは、場合によったら来年から、名寄市立病院の精神科が休止をせざるを得ないといいますが、とても我々としては今まで考えてもいなかったようなことが、現実にもうセンター病院においても行われていると。今現在、精神科の先生は、医長さんが1人しかいらっしゃらない。そして、後は臨時応急に対応する先生が何とか今年じゅうに見つかれば運営をしていくけれども、もしそれがだめであったら閉鎖せざるを得ないというような大変な状態になっております。

それから、紋別には道立病院があります。羽幌にも道立病院があります。そして、北海道には札幌医科大学がありますけれども、その医科大学ですら道立の病院に医師を送ることができない、むしろはがしていつているというような現実がどんどんと周辺に起きておりますことを、私は本当に大変なことになってしまっていると。

これはやはり単なる北海道だけの力 特に東北・北海道が多いんでありますけれども、今の若い先生方がどうしても都会の方に向けていつてしまっている。この現実をしっかりと受けとめて、国の政治の中でもこれをしっかり検討して対策を講じていかなければならないというのが、先日の私から答弁をしました医師に対する奨学金の制度であるとか、あるいは、例えば医科大学であれば10%枠を北海道に設けるとか、そういう検討を今、大学で進めておりますけれども、それとて、すぐ3年～5年で医師が急遽増えるということにはなりませんので、大変な事態になっているものということで、いろんな制度をつくるのは結構ですけれども、研修制度も結構ですけれども、しかし、そういったものが地方にいろいろな形で派生をしてくるんだということを国はよく考えて、制度を検討していただかなければならないと、ある意味では私は強く憤りを感じております。

以上申し上げまして、私の答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 安川市民部長。

市民部長（安川登志男君）（登壇） 高齢者の高額医療費の払い戻し及びがん検診に対する国民健康保険の助成につきましては、私の方から答弁させていただきます。

最初に、高齢者の高額医療費の払い戻しについてでございますが、該当する件数と金額について申し上げますと、平成15年度は4,370件で対象金額は約3,000万円、16年度は4,210件で約2,600万円、17年度については8月診療分までで2,075件で約1,200万円となっております。

なお、払い戻しが受けられるにもかかわらず未申請となっている件数は、平成15年度、16年度ともに1件もございませんが、17年度につきましては、現在までのところ17件が未申請の状態となっており、申請していただくように随時御案内しているところであります。

次に、本市の払い戻し対象者への周知方法等についてその概要を申し上げますと、保険診療については審査機関の審査がおよそ3カ月を要するため、診療日から3カ月経過後に対象者に診療の月、払い戻し予定額、氏名を記載したはがきでの案内を実施しております。この案内にもかかわらず申請がない場合はその5カ月後に返信用封筒を同封した申請の案内を再度行い、更に申請がない場合については、個別に電話等による案内も行っておりますので、現在までの

ところ、払い戻しのないまま時効となった事例は発生しておりません。

次に、申請方法の簡素化につきましてのお尋ねでしたが、札幌などの大都市圏につきましては、個別対応にも限界があることから、郵送による申請を中心としているものと思われませんが、対象となる方々の不利益を招かないためにも、制度内容につきまして十分な御理解が得られるような対応が必要であると考えております。

そのためには、基本的には対面での説明をさせていただくことが、よりよいサービスの提供につながるものと考えておまして、初回の申請時につきましては、窓口においていただいて制度内容について詳しくお話をさせていただいております。しかしながら、やむを得ない事情等で来庁できない方もおられますので、その場合には、切手を張った返信用封筒を同封した案内を送付し、郵送による申請も受け付けているところであります。

また、申請につきましては初回のみとして、2回目以降は申請者リスト等で確認した上で指定された口座に振り込みをするなど、申請方法の簡素化を図っているところであります。対象となる方が高齢者でありますので、今後とも十分な説明を心がけるとともに、手続の簡素化につきましても工夫改善に努めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、乳がん、子宮がん及び骨粗しょう症検診に対する国民健康保険の助成につきまして、隔年から毎年の助成にできないかとの御質問がございました。乳がん検診などが隔年の受診となった理由につきましては、この後、保健福祉部長から答弁がありますので、私からは国保の助成について答弁させていただきます。

乳がん、子宮がん及び骨粗しょう症検診につきましては、平成17年度から隔年受診となったところでございまして、全市民を対象として実施したもののうち国保として被保険者の受診者を対象に、自己負担が、乳がん検診については1,000円、子宮がん及び骨粗しょう症検診については500円となるように助成しているところであります。

そこで、助成を隔年から毎年にするにつきましては、現在、乳がん、子宮がん及び骨粗しょう症検診も含めて全体で約1,400万円の助成をしており、国保会計的にも厳しい状況にありますことと、あわせて検診につきましては全く受診されていない方も多く、国の基準を超えて毎年助成するとなると、公平な受診の点からも難しいものと考えております。

ただ、お話のように、保健予防の充実は、現在厚生労働省において進められております医療制度改革の中でも中心課題とされるなど、緊急の課題と考えているところでありますが、現状で見ますと、受診者の偏りがあり未受診者も多いことから、より多くの方に受診していただくことが必要であります。

こうしたことから、乳がん検診につきましては、従前まで視触診検査であったものに、本年度から乳房エックス線検査を同時に実施する併用検査としたことにあわせて、国保としても助成しているところであります。また、平成18年1月からは、成人病検診センターにおきましても乳房エックス線検査が受診可能となったことから、国保人間ドックのオプション検査として助成策を講じるなど、検診内容の充実を図ることで受診率の向上を図っているところでござい

ます。

予防医療の充実は、今後の医療制度改革の重点課題でもあり、本市の国保運営の安定化にとっても重要でありますことから、関係団体や市各部局との連携を強めながら、市民への啓発啓蒙に努めてまいりたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 杉本保健福祉部長。

保健福祉部長（杉本正人君）（登壇） 私から、改正介護保険制度と病気予防の体制及びつどいの広場についてお答えいたします。

最初に、このたびの介護保険法の改正に伴い新たに創設されました地域密着型サービスについてですが、この制度は、市町村のサービス提供単位として、日常生活圏域を地理的条件、人口、行政区、学校区を中心とした住民の生活圏などの地域特性を踏まえて設定し、その単位の中でサービスを提供していく新たなサービス体系として、原則、その市町村の住民のみがサービスの利用が可能とする制度として創設されたところであります。

そこで、新市の第3期介護保険事業計画を作成するに当たり、合併前から両市町で協議を重ね、日常生活圏域を新市で1カ所として設定し、どの地域に暮らしても同じサービスが利用できる地域密着型サービスの基盤整備を進めることとしたところであります。

次に、地域密着型サービスのメニューについてでございますが、認知症対応型通所介護やグループホームで提供する認知症対応型共同生活介護、30人未満の定員で施設入所サービスを提供する小規模介護老人福祉施設や、ケアハウスなどの介護専用型特定施設、更に新しいサービスとして、都市部でのサービス実施を想定した利用登録者300人程度に対して、コールセンターを拠点とし24時間態勢で定期巡回や通報による随時対応を行う夜間対応型訪問介護や、25人以内の登録者に通いを中心として、容体や希望により泊まりの利用も可能とした小規模多機能型居宅介護の6種類があります。

その中で、本市で4月からサービス利用が可能なメニューは、市内2施設で運営されておりますグループホームで行う認知症対応型共同生活介護サービスが、提供できるサービスとなっております。

今後におきましては、地域密着型のサービスの事業所指定、事業所の指定基準、報酬設定などについて御意見をいただきながら、公平公正な地域密着型サービスの運営を協議する地域密着型サービス運営委員会の設置が義務づけられましたことから、本市では土別市保健医療福祉対策協議会、介護保険運営部会で協議をいただく中で、2月に設置をいたしましたところでございます。

更に、国から施設整備の基準や介護報酬が示されましたことを踏まえ、地域密着型サービス運営委員会の御意見をいただきながら、お話のありました24時間態勢で支えるサービスの提供の取り組みにつきましては、本市の人口規模からは、小規模多機能型居宅介護サービスなどの居宅介護支援を優先して、基盤整備に努めてまいりたいと考えております。

次に、改正介護保険法の実施で保健師を増員する必要があるのではとのお尋ねでございますが、今回の介護保険法の改正により、特定高齢者把握事業によって把握された閉じこもり、認知症及びうつなどのおそれまたは状態にある特定高齢者を対象に、保健師が主体となって訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握や評価を行うとともに、必要な相談や指導を実施することになっており、これらの業務量が徐々に増加することが予想されております。

更に、本年4月に開設を予定しております地域包括支援センターにおいては、法改正に伴う新予防給付事業や地域支援事業の特定高齢者に対する介護予防事業におけるケアプランの作成及び事業実施後の評価等を行うこととなりますことから、この対象者が徐々に増加することが見込まれ、保健師の業務量も同時に増加することとなりますので、今後、業務量の推移を見ながら、保健師の増員についても検討していかねばならないものと考えております。

次に、保健福祉センターの役割についてであります。現在、保健福祉センターでは、高齢社会に対応した認知症予防事業や転倒予防事業、高齢者向け料理教室、老人クラブなどの健康教育に取り組んでおります。

このたびの介護保険法の改正により、介護予防を重視した新たな制度が設けられたことによる保健福祉センターの役割についてであります。介護予防事業につきましては、高齢者のうち、介護を必要としない自立した生活を送れる一般高齢者と、介護や支援が必要となるおそれのある特定高齢者に分けて取り組むことになり、保健福祉センターでは、一般高齢者を対象とした事業に加え、介護や支援が必要になるおそれのある特定高齢者の方を対象にした事業の一部を担うこととなります。

まず、自立した生活を営んでいる一般高齢者を対象としましては、各老人クラブにおいて健康相談及び健康講話を実施するとともに、九十九大学においても健康講話を継続して実施することにより、要支援・要介護状態とならないための啓蒙普及を図ってまいります。更に、認知症予防については特に早期に把握する必要があるため、問診を導入して本人及び家族に対して必要な支援を行うこととしております。

また、高齢者を初め一般市民を対象として、健康意識の高揚を図るための健康づくり講演会や、転倒予防のための転倒予防講座及び食生活改善のための高齢者向け料理講習会などにつきましても、継続して実施してまいります。

更に、介護や支援が必要になるおそれのある特定高齢者につきましては、地域包括支援センターと連携して生活機能の低下している人の実態把握を行い、こうした介護予防が必要と思われる高齢者を対象にした介護予防健診については、保健福祉センターが担うこととなります。

また、介護予防健診により特定高齢者と判断された方を対象とした介護予防事業としましては、運動機能の向上や栄養改善などを目的とした通所型介護予防事業と、閉じこもり、認知症、うつなどのおそれがある人を対象とした訪問型介護予防事業がありますが、保健センターが担うのは、通所型介護予防事業のうち栄養改善については管理栄養士がその指導に当たり、訪問型介護予防事業では保健師が対象者を訪問し、必要な相談指導を実施することといたしております。

ます。

これら事業の推進に当たりましては、地域の民生委員や保健推進員などからの情報提供により対象者を把握し、事業の実施についても、対象となる方の意向や家族の方の協力を得るとともに、地域包括支援センターとの連携を図りながら、介護予防事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

次に、病気予防のために各種検診の中で、乳がんと子宮がん及び骨粗しょう症検診が隔年の受診でよいとされている理由についてのお尋ねでございます。

我が国において、乳がんは、女性の一生を通じて見た場合、30人に1人以上が罹患する疾患となっており、特に40歳代から罹患率が高く、子宮がんでは20歳代後半から罹患率が増加している状況にあります。こうしたことから、厚生労働省は、受診率の向上及び最新の研究成果に基づく死亡率減少効果のある検診を推進する観点から、国立がんセンターなどを中心とするがん検診に関する検討会を設置し、平成16年3月に中間報告がまとめられたところであります。

この中間報告の中で、乳がんについては、乳房エックス線検査と視触診の併用による検査の適正な受診間隔について、検診精度の向上や早期乳がん比率と中間乳がん発生率から検証した結果、2年に1度とされました。また、子宮がん検診については、受診間隔を延長しても有効性が十分保たれるという医学的な報告があり、2年から3年に1度の受診頻度で有効性が示されたことから、2年に1度とされております。

こうした結果を踏まえ、平成16年4月に、がん検診指針の一部改正が行われ、乳がんの検診方法は視触診検査に乳房エックス線検査を同時に実施する併用検査とされたことから、検診実施回数は2年に1回となり、子宮がん検診は対象年齢が20歳以上に拡大され、これにつきましても、検診実施回数は2年に1回とされたところでございます。

本市の乳がん、子宮がんを初めとした各種のがん検診につきましては、これまでも国のがん検診指針に定められた検診方法、対象者、検診回数などに基づき、がんの早期発見・早期治療により、がんによる死亡率の減少を目指して検診事業を実施しております。したがって、乳がん、子宮がんの検診につきましては、がん検診指針の一部改正に基づき、平成17年度から検診助成を2年に1回といたしております。

そこで、毎年受診を希望される場合は、市が実施している集団検診などの機会に、自己負担で受診をいただいているところでございます。

また、骨粗しょう症検診につきましては、骨折などの基礎疾患となり、更に骨折などが介護の原因にもなりますことから、早期に骨量減少者を発見して栄養・運動面での生活改善を図り、骨粗しょう症を予防するために実施しております。

この検診は、平成15年度から、受診者の利便性を考慮して子宮がん検診と同時に実施し、3年に1回の受診助成としておりましたが、子宮がん検診が2年に1回となったことから、骨粗しょう症と子宮がん検診を同時に受診できるよう、平成17年度から、2年に1回の検診助成といたしたところでございます。

今後におきましても、乳がん、子宮がん及び骨粗しょう症の検診を2年に1度受診されるよう、各種の健康講演会や健康相談などに加え広報紙等で周知し、受診率の向上に努めてまいりたいと考えております。

次に、つどいの広場についてお尋ねがございました。この事業は、平成15年7月に制定された次世代育成支援対策推進法に基づき、国の定める指針において特定事業に位置づけられており、本市におきましては、次世代育成支援行動計画において数値目標事業につどいの広場を設定し、平成18年4月中の開設に向けて取り組んでいるところでございます。

つどいの広場の事業の内容を申し上げますと、ゼロ歳児から3歳児の乳幼児を持つ親を主として、その親子が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合い交流を図ることや、ボランティアを活用しての育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親の子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てができる環境を整備し、もって地域の子育て支援機能の充実を図ることを目的といたしております。

開設に伴う体制等ではありますが、低年齢児を対象とすることから、保育士の有資格者2名を配置することとし、曜日につきましては、両者の利便を十分に配慮する中で火曜日から土曜日までの5日間とし、保育時間帯も午前10時から午後3時までの5時間と設定をいたしたところであります。

このつどいの広場の運営につきましては、子育て支援民間団体の子育てサポート「むっくり」が平成15年10月から同様の事業を実施されており、経験等も豊富なことから、子育ての新たな支援事業の一環として、事業の委託先と考えているところであります。

次に、子育て支援センターとの違いについてのお尋ねでございますが、国が定めた地域子育て支援センター事業実施要綱においては、この事業の趣旨を、地域全体で子育てを支援する基盤の形成を図るため、子育て家庭等に対する育児不安などについての相談指導、子育てサークル等への支援などを実施することにより、地域の子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的とするよう定めております。

本市においては、平成14年度から北星保育所に併設する形で、子育て支援センター「ゆら」を開設してきているところであります。

このように、つどいの広場事業と子育て支援センター事業の目的は同様ではありますが、つどいの広場については、対象とする児童はゼロ歳児から3歳児までの年齢制限があるものの、実施場所などにとらわれず、また生後間もない子供と一日の大半を過ごす母親が家に閉じこもりがちになることを防ぐ役割を担っているものであります。

更に、つどいの広場の開設場所につきましては、中央から南地域を管轄する施設として、生涯学習情報センター「いぶき」に併設し、図書館において幼児図書やインターネット情報などの活用を考慮して、設置いたすところであります。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君）（登壇） 私から、協働のまちづくりについてお答え申し上げます。

地方分権の推進に伴い、それぞれの自治体が自己決定と自己責任を問われる時代背景にあって、限られた財源の中で高度化・多様化する市民の行政ニーズに対応していくためには、市民と行政が共通の理解に立って、自治体の政策を決定していくことが大切であります。

そして、政策を決定していくに当たっては、より多くの市民が理解を深め、納得できるものであることが重要であり、このためには、まず1つ目には、広報紙やホームページなどの活用によって行政が有するさまざまな情報を市民に提供すること、2つ目には、市長への手紙やメールといった市民が直接行政に対し意見を述べることができる機会を創出すること、そして3つ目には、市長と語る会やふれあいトークなど相互の意見を交換できる場をつくっていくことなど、市民参加の機会を可能な限り多くしていくことが大切なことでもあります。

そこで、お尋ねのありましたEメールによる市民からの声についてであります。現在のホームページ様式になった平成15年12月から現在までで申し上げますと、総数で52件、月平均で約2件となっており、その内容は要望・提言が1件、問い合わせが44件、苦情が7件となっております。

このEメールによる要望などの処理につきましては、一たん総務部で受信後、所管する部へ転送しており、それぞれの内容によって種別し、事務取扱及び公文書等の管理に関する規程に基づき、管理職あるいは理事者の決裁を受けております。また、返答を必要とするものについても同じく決裁を受けておりました。電話による要望や提言などにあっても、簡易事務処理法による決裁処理をとることとなっておりますし、ファクスにおいても同様の処理がなされることとなっております。

しかしながら、このような処理方法に努めていても、一部において放置した事例も見受けられたことから、改めて職員に対して、その取り扱いについて周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、御指摘のあったメールボックスの工夫については、現在のホームページではメールアドレスの掲載のみにとどまっておりますことから、よりわかりやすく簡単にメールを送信できるよう検討いたしてまいりたいと考えております。

まちづくりは行政が行うものといった従来の考え方から、市民のための市民自身によるまちづくりの意識が大きく高まっている中、本市においても、広報活動や広聴活動を積極的に実施し、市民と行政の共通の理解を深めるとともに、市民の目線に立った行政の展開を目標に、協働のまちづくりを推進いたしてまいりたいと考えております。

以上申し上げます。御答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 朝日教育長。

教育長（朝日 保君）（登壇） 私から、教育行政執行方針に関しまして、特別支援教育、問題行動に対する地域における行動連携推進事業及び少人数学級についての御質問にお答えいたします。

初めに、特別支援教育の取り組みについての御質問でございますが、平成16年第4回定例会の御質問にお答えいたしましたように、現在の特殊教育は、障害の種類や程度に応じて特別の場で指導を行うことにより、手厚くきめ細かな対応を行うことを重点に置かれておりまして、特別支援教育では、特殊学級在籍児童生徒のほか、通常の学級に在籍しておりますLD、いわゆる学習障害、ADHD、いわゆる注意欠陥多動性障害、更には高機能自閉症など軽度発達障害児童生徒を含め、多様なニーズに対する適切な指導支援、また関係機関と連携した対応を行うこととし、19年度を目標として、すべての小中学校において総合的な支援態勢を整備することを目指しているものでございます。

このことから、特別支援教育制度の導入に当たりましては、教育委員会及び各学校では現状の把握を行うことに努めているところでございまして、小池議員の御質問の市内小中学校における軽度発達障害を持つ児童生徒の実態につきましては、疑いのある子供を含めまして、現状では小学校で10名、中学校で3名となっております。

このことを踏まえ、学校では校内就学指導委員会を開催し、保護者と連携をとりながら医療機関への相談を勧めたり、個々の児童生徒に対する指導について校内教職員と打ち合わせを行ったりしております。また、校長会におきましても、通常学級と特殊学級の交流事業や特殊学級担任の活用による軽度発達障害児童生徒への支援等、今後の校内態勢のあり方についての研修を、また教職員が養護学校を訪問し個別相談や校内支援の方法についての研修を行い、資質の向上を図っているところでございます。

また、教育委員会といたしましても、就学指導委員会におきまして軽度発達障害児童生徒についての報告を行いまして、特殊学級への入級がよいのか、普通学級での在籍が望ましいのか、個々に検討をいただいているところでございます。

こうした中、17年12月に中央教育審議会から、特別支援教育を推進するための制度のあり方についての答申が出されまして、小中学校におきましては、軽度発達障害児童生徒を新たに通級による指導の対象とするなど、現行の特殊学級や通級による指導等に関する制度の弾力化に取り組み、その後、障害のある児童生徒が通常の学級に在籍した上で、その必要に応じ指導を受ける（仮称）特別支援教室の構想を段階的に実現していくとされたところでございます。

また、盲・聾・養護学校の制度を見直し、障害種別を越えた（仮称）特別支援学校制度に転換しまして、小中学校等に対する支援を行う地域の特別支援教育センターとしての機能を明確に位置づけるとされております。

その他、教員免許制度の見直しについても触れられておりまして、盲・聾・養護学校種別ごとに設けられております教員免許状を、障害の種類に対応した専門性を確保しつつ、総合的な専門性を担保する（仮称）特別支援学校教員免許状へ転換するとされております。

御質問にありました教員の増員を初め教育条件の整備にどのように取り組むかにつきましては、ただいま御答弁いたしましたとおり、中央教育審議会の答申が出たところでございまして、この答申を受け、文部科学省では、教員配置の考え方や各種諸条件の整備等具体的な運用につ

いての方針が定められ、今後明らかになってくるものと存じます。

また、北海道教育委員会でも、昨年設置されました特別支援教育のあり方検討委員会におきまして、北海道におけるふさわしい取り組みが現在検討されておりまして、教育委員会といたしましても、これらの推移を踏まえ、校内研修などの準備を進めながら今後の対応を十分検討してまいりたいと存じます。

次に、文部科学省の調査委託事業であります問題行動に対する地域における行動連携事業についてでございますが、初めにこのシステムについての御質問でございますが、本事業は、いじめ、暴力行為、非行などの問題行動等を起こす個々の児童生徒に着目し、的確な対応を行うため、学校、教育機関、関係機関から成るサポートチームを形成し、地域における支援システムづくりを行うものでございます。

また、遊び・非行型不登校児童生徒や学校内で問題行動等を起こす児童生徒に対応するため、学校復帰や地域における立ち直りに向けた自立支援教室を設置し、学校内外での特別な支援の場や機能のあり方等について調査研究を行うもので、実施機関は原則2年とされております。

そこで、この事業の体制及び内容についてでございますが、サポート支援システムといたしましては、問題行動を起こす児童生徒の対応、いじめ、校内暴力等の被害児童生徒や、保護者による虐待を背景として学校不適合を生じている児童生徒への支援や、保護者及び学校への援助を行うため、学校、教育委員会や土別警察署、旭川児童相談所、人権擁護委員、家庭相談員、保健師、やまびこネットワーク、自立支援教室設置校指導員等の関係機関実務担当者で構成するサポートチームとして支援を検討しているところでございます。

また、自立支援教室は、不登校や問題行動の対応により具体的な対応を行うため、土別中学校及び土別南中学校を対象に自立支援教室を設置し、両校にはそれぞれ教職経験者や関係機関での勤務経験者による指導員各1人ずつを配置し、問題行動等を起こす児童生徒に対する個別指導計画を策定し、学校、家庭に対する援助、学習指導、体験活動等の立ち直りのためのプログラムを作成し、校長や担任やサポートチームと連携をとりながら支援を行うものでございます。

なお、本事業の対象者につきましては、サポートチームにおきましては、問題行動があった場合その部度、支援体制を構築することとなりますので、現状では人数を予測することはできないところでございます。自立支援教室につきましては、不登校児童生徒への支援が主でありますことから、現状では、市内中学校におきまして3名の生徒が該当するものと思っております。

今後、更に学校、関係機関との連携を図りながら、効果ある支援体制の構築、実施を進めてまいるところでございます。

また、18年度より中学校1年生も対象とする少人数学級編制の実施についての御質問でございますが、北海道教育委員会では16年度より、小学校1・2年生を対象に、2学級以上で1学級平均児童数が35人を超える学校に対し、基準学級数に1学級を加え、教員も1名加配する制度が実施され、本市におきましては土別南小学校が実施してきたところでございます。

しかし、中学1年生におきましても、義務教育から中等教育へ継続する学習のための基礎学

力の向上を図るとともに、教科ごとに教師がかわるなど学習環境が変化するこの時期にいじめや不登校が増えておりまして、個に応じたきめ細かな対応を図る必要がありますことから、関係機関を通じ、中学校1年生の少人数学級拡大について要望を行ってきたところでございます。

このことから、北海道教育委員会におきましては、18年度から少人数学級編制について中学1年生にも拡大することになりまして、該当校は上川管内では旭川市で9校、旭川市を除く管内で6校の計15校が見込まれておりまして、そのうち本市では土別中学校、土別南中学校が該当となることとなりますので、現在、北海道教育委員会に申請を行っているところでございます。

実施に当たりましては、一人一人に丁寧な指導が行えるほか、教員の事務的な作業時間が減ることによりまして、生徒にきめ細やかな対応や基本的な生活習慣の指導にゆとりを持って行える等が考えられますので、本制度を積極的に活用してまいりたいと存じます。

以上をもちまして答弁とさせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 16番 山田道行議員。

16番（山田道行君）（登壇） 平成18年度第1回定例会に当たり、一般質問を行います。

今会議において、同僚議員の質問に対する答弁の中にたびたび出てまいりました上士別地区国営農地再編整備事業についてお聞きをしたいと思います。

今、農業は価格の暴落、石油の高騰で、経費の上昇の中でどん底に向かって進んでいる状況であることは、皆様方もおわかりのこととっております。その中で、今の事業は農民を苦しめるのではないかという人たちもいるところでございますが、しかし、農業は永遠になくなることはありません。まして、土別市の基幹産業と言い切っている中で、将来の後継者に対して、この事業は何としてもやらなければならない事業であります。

先般、衆議院議員選挙が終わり、この平成18年度の予算のときに、市長は国に走り道に出向き忙しい中、この事業の継続に汗をかかれておりました。それは、土別の何十年先の農業を考えて行動をとられたことだと思っております。このことについては非常に感謝しているところでもあります。

さて、本事業について、これまでも平成16年第4回、平成17年第1回定例会において、本事業の必要性や取り組みに当たってクリアしなければならないこと、そしてこの事業の進捗状況について質問してきましたが、平成17年3月9日、上士別地区国営農地再編整備事業促進期成会、平成17年4月15日には土別市国営農地再編整備事業推進本部が設立され、以来、田苅子市長を先頭に関係する機関が一体となって、上士別の国営事業の地区調査採択に向けて、これまでの要請型から、地域の抱えている問題など、更に将来の土別市の農業のあるべき姿を提案する型で、大変厳しい国の18年度予算でありましたが、上士別地区に3,300万円の地区調査費が計上されました。本当に御苦労さまでございました。心からお礼を申し上げます。

いよいよ調査費が計上されたことにより、平成21年からの事業化へ道筋ができたものと考えております。そこで伺いたいことは、今後の事業のスケジュールですが、どのように進んでいくのか。また、この調査期間で具体的にどのような調査が行われるのか。そして、この役

割として、市、農協、改良区はどんな調査をするのか、また、具体的に地域の真にやりたい事業はいつの時点でまとめられていくことになるのかということでもあります。

いずれにしても、農業を取り巻く状況は、輸入農産物の急増、就農者の高齢化による農家戸数の減少、担い手不足の進行など過酷なものと言える状況下において、経営を継続していかなければなりません。そういう意味では、この国営事業は農業に明るい希望の持てる事業であります。どうか、今後におきましても土別市農業のモデル地区となりますよう更なる推進をお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。（降壇）

議長（西尾寿之君） 田苺子市長。

市長（田苺子 進君）（登壇） 山田議員の御質問にお答えいたします。

平成21年度からの事業実施を目指しております上土別地区の国営農地再編整備事業にかかわって何点かお尋ねがございました。

ただいま議員のお話もありましたように、この事業の着工に向けた第1関門とも言える地区調査につきましては、大変厳しい状況の中で予算が計上されましたことに、この事業の推進本部長としては、まず一安心と安堵をしておるわけでございまして、この間、地域における農業・農村の将来に対して常に熱い思いを持って取り組まれてきた地元期成会を初め各関係機関・団体の皆様方の御尽力に対して、深く敬意を表するところであります。

この事業につきましては、現在、事業推進本部内で促進期成会のメンバーを初め、市、農業委員会、てしおがわ土地改良区、JA北ひびきの担当者によって事業推進プロジェクトチームを設置する中で、いよいよ4月から始まる地区調査に向けて、その実施方法等について検討を行うなど推進を進めているところであります。

また、こうした中で、先月20日には推進本部主催によります地元報告会を開催いたしまして、旭川開発建設部より、これまでの経緯及び今後の取り組みなどについて説明をいただいたところであります。

そこで、この事業における今後のスケジュールと地区調査についてであります。まずは事業全体の流れといたしましては、平成18年度から20年度までの3カ年が地区調査、平成21年度から28年度までの8カ年で整備事業を実施して、その後、平成29年度から31年度までの3カ年の据置期間を置いて、平成32年度から43年度までの12カ年で事業費を償還していくというものであります。

また、地区調査3カ年における具体的な調査の内容についてであります。調査初年となる平成18年度は、事業地区内の土地に係る地籍、地目、権利関係を初め事業参加者の経営状況、更には地区内用排水、農道等の施設の管理状況などについて詳細な調査を実施することによって、現況を明らかにするとともに、特に地区内約4,200筆の土地については、換地計画素案の作成に向け、例えば生前贈与や相続権など、各種法令に係る各種の整備と調整を行うことになるわけでありまして。

その後、調査は2カ年続くこととなりますが、調査最終の平成20年度は、翌年度からの工事

着工に向けて土地改良法に基づく事業の申請、いわゆる法手続が中心となりますことから、実質的には、調査2年目の平成19年度において、この事業によって地域が目指す集落型営農などのモデルを設立することで、今後の営農組織の実現に向けた検証を行い、更には地域全体の合意を形成する中で、山田議員のお話にもございました地域が真にやりたい事業などを集約して、農地再編整備事業の計画書案を策定するものであります。

また、この間における関係各団体の役割についてであります。集落型営農に向けた経営体の組織化につきましては市、事業完了後における営農計画の策定については農協、区画整理や暗渠排水などの工事計画については土地改良区など、それぞれの団体が役割を主体的に分担し合う中で、21年度の着工に向けた調査事業を推進するものであります。

以上、地区調査の具体的な取り組みについて申し上げてまいりましたが、本事業は、経営感覚にすぐれた担い手を地域のリーダーとして確保育成し、その担い手を核として、小規模農家や高齢農業者も含めてすべての農業者がその規模や年齢に見合った役割を担うことのできる集落型経営体を個々に構築しようとするものであり、このためには、集落の集約的な再編も事業達成に向けては大きな要素となりますことから、自分たちが住む農村のよさを再認識する中で、まずは地域みずからの創意と工夫があつてこそ、事業は大きく前進していくものと考えております。

また、国営農地再編整備事業における農村集落の再編と集落型営農の確立が、新生土別市における農業・農村発展のためのこれは大きな試金石になると考えております。ということは、これまでも申し上げてきたところでありますが、市といたしましては、本市農業・農村の活性化を推進するという立場において、地域とともに考え地域とともに行動する中から、本市の農業と農村が目指すべき方向性をしっかりと見出していかなければならないと考えておりますので、この事業の成果が本市農業と農村の目指す姿として全市的に波及するものとなるように、今後とも、期成会を中心としながら事業推進本部、旭川開発建設部と一体となって、平成21年度からの着工に向けた事業の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁といたします。（降壇）

議長（西尾寿之君） これにて一般質問を終結いたします。

議長（西尾寿之君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により、明10日から16日までの7日間は休会いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（西尾寿之君） 御異議なしと認めます。

よって、明10日から16日までの7日間は休会と決しました。

本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 2時55分散会）